

こ成事第 174 号  
令和 8 年 4 月 8 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

令和 5 年 9 月 7 日付けで「子ども・子育て支援交付金の交付について」（こ成事第 481 号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

(別添)

子ども・子育て支援交付金交付要綱 (新旧対照表)

(下線部は変更点)

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>子ども・子育て支援交付金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 この交付金の交付の対象 (以下「交付対象事業」という。) は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第4条～第13条 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>子ども・子育て支援交付金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 この交付金の交付の対象 (以下「交付対象事業」という。) は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)</u></p> <p><u>「乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の実施について」(令和7年3月31日成保第257号) の別紙に定める乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)</u></p> <p>第4条～第13条 (略)</p>

子ども・子育て支援交付金交付要綱（別紙基準額表） 新旧対照表 【案】

改正後					現行								
別紙					別紙								
1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合	1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合				
利用者 支援事業 業（基 本型・ 特定 型・こ ども 家庭 セン ター 型）	利用 者支 援事 業（基 本型・ 特定 型・こ ども 家庭 セン ター 型）	1 運営費	(略)		利用者 支援事業 業（基 本型・ 特定 型・こ ども 家庭 セン ター 型）	利用 者支 援事 業（基 本型・ 特定 型・こ ども 家庭 セン ター 型）	1 運営費	(略)					
		(1) 基本型					国			国			
		ア 基本分					2/3			2/3			
		① 基本Ⅰ型（開所日数が週5日以上の場合）					都道府県			1か所当たり年額 <u>8,508,000</u> 円	④ 基本Ⅰ型（開所日数が週5日以上の場合）	都道府県	1か所当たり年額 <u>7,991,000</u> 円
		② 基本Ⅱ型（開所日数が週5日に満たない場合）											
		③ 基本Ⅲ型（保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合）					市町村			1/6	⑥ 基本Ⅲ型（保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合）	市町村	1/6
		1か所当たり年額 <u>325,000</u> 円					イ 加算分				イ 加算分		
		①夜間加算					1か所当たり年額 <u>1,646,000</u> 円			国	①夜間加算	1か所当たり年額 <u>1,568,000</u> 円	国
		②休日加算					1か所当たり年額 <u>886,000</u> 円			1/2	②休日加算	1か所当たり年額 <u>844,000</u> 円	1/2
		③出張相談支援加算					1か所当たり年額 <u>1,047,000</u> 円			都道府県	③出張相談支援加算	1か所当たり年額 <u>1,121,000</u> 円	都道府県
		④機能強化のための取組加算									1/4		
		⑤多言語対応加算					1か所当たり年額 805,000円			市町村	⑤多言語対応加算	1か所当たり年額 805,000円	市町村
		⑥特別支援対応加算					1か所当たり年額 <u>878,000</u> 円				1/4	⑥特別支援対応加算	
⑦多機能型加算	1か所当たり年額 <u>3,402,000</u> 円		⑦多機能型加算	1か所当たり年額 <u>3,377,000</u> 円									
⑧こども家庭センター連携等加算			⑧こども家庭センター連携等加算										

	<p>1か所当たり年額 <u>325,000</u>円</p> <p>※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。</p> <p>(2) 特定型</p> <p>ア 基本分 1か所当たり年額 <u>3,446,000</u>円</p> <p>イ 加算分</p> <p>①夜間加算 1か所当たり年額 <u>1,646,000</u>円</p> <p>②休日加算 1か所当たり年額 <u>886,000</u>円</p> <p>③出張相談支援加算 1か所当たり年額 <u>1,047,000</u>円</p> <p>④機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 <u>2,194,000</u>円</p> <p>⑤多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円</p> <p>⑥特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>878,000</u>円</p> <p>(3) こども家庭センター型</p> <p>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 母子保健機能（従来の子育て世代包括支援センター）</p> <p>①基本分</p> <p>(i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり <u>15,015,000</u>円</p> <p>(ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置</p>	<p>(注)</p> <p>以下の(1)かつ(2)に該当する市町村について、は、補助率を1/2とする。</p> <p>(1) 財政力指数1以上の市町村</p> <p>(2) 原則の補助率(2/3)で算出した本区分の国庫補助額が1億円を超える市町村</p>		<p>1か所当たり年額 <u>315,000</u>円</p> <p>※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。</p> <p>(2) 特定型</p> <p>ア 基本分 1か所当たり年額 <u>3,346,000</u>円</p> <p>イ 加算分</p> <p>①夜間加算 1か所当たり年額 <u>1,568,000</u>円</p> <p>②休日加算 1か所当たり年額 <u>844,000</u>円</p> <p>③出張相談支援加算 1か所当たり年額 <u>1,121,000</u>円</p> <p>④機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 <u>2,090,000</u>円</p> <p>⑤多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円</p> <p>⑥特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>836,000</u>円</p> <p>(3) こども家庭センター型</p> <p>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 母子保健機能（従来の子育て世代包括支援センター）</p> <p>①基本分</p> <p>(i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり <u>15,628,000</u>円</p> <p>(ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置</p>	
--	--	---	--	--	--

	<p>する場合</p> <p>1 か所当たり <u>6,690,000</u>円</p> <p>(iii) 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり <u>12,260,000</u>円</p> <p>(iv) 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり <u>9,445,000</u>円</p> <p>(v) 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり <u>9,505,000</u>円</p> <p>(vi) 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり <u>3,935,000</u>円</p> <p>(略)</p> <p>②加算分</p> <p>(i) 多言語対応加算 (略)</p> <p>(ii) 特別支援対応加算 1 か所当たり年額 <u>878,000</u>円</p> <p>(略)</p> <p>ウ 児童福祉機能（従来の市区町村子ども家庭総合支援拠点）</p> <p>① 基本分（直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）</p> <p>(i) 基礎単価</p> <p>小規模A型 <u>3,780,000</u>円</p> <p>小規模B型 <u>10,347,000</u>円</p> <p>小規模C型 <u>17,048,000</u>円</p> <p>中規模型 <u>23,308,000</u>円</p>			<p>する場合</p> <p>1 か所当たり <u>7,295,000</u>円</p> <p>(iii) 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり <u>12,830,000</u>円</p> <p>(iv) 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり <u>10,093,000</u>円</p> <p>(v) 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり <u>10,032,000</u>円</p> <p>(vi) 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり <u>4,497,000</u>円</p> <p>(略)</p> <p>②加算分</p> <p>(i) 多言語対応加算 (略)</p> <p>(ii) 特別支援対応加算 1 か所当たり年額 <u>836,000</u>円</p> <p>(略)</p> <p>ウ 児童福祉機能（従来の市区町村子ども家庭総合支援拠点）</p> <p>① 基本分（直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）</p> <p>(i) 基礎単価</p> <p>小規模A型 <u>4,152,000</u>円</p> <p>小規模B型 <u>10,719,000</u>円</p> <p>小規模C型 <u>17,790,000</u>円</p> <p>中規模型 <u>24,050,000</u>円</p>	
--	--	--	--	--	--



		<p>② (略)</p> <p>オ 地域資源開拓コーディネーターの配置</p> <p>①直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）</p> <p>1 か所当たり <u>3,098,000円</u></p> <p>② (略)</p> <p>カ 制度施行円滑導入経費</p> <p>1 市町村当たり <u>3,608,000円</u></p> <p>(令和8年度までの経過措置) (略)</p> <p>2 開設準備経費（改修費等） (略)</p>									
	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	<p>1 運営費</p> <p>次の（1）から（3）により算出された額の合計額</p> <p>(1) 1か所当たりの妊娠届出受理数 700 件以上 <u>17,293,000円</u></p> <p>(2) 1か所当たりの妊娠届出受理数 200 件以上 700 件未満 <u>10,847,000円</u></p> <p>(3) 1か所当たりの妊娠届出受理数 200 件未満 <u>9,092,000円</u></p> <p>(略)</p>	(略)			利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	<p>1 運営費</p> <p>次の（1）から（3）により算出された額の合計額</p> <p>(1) 1か所当たりの妊娠届出受理数 700 件以上 <u>15,584,000円</u></p> <p>(2) 1か所当たりの妊娠届出受理数 200 件以上 700 件未満 <u>9,911,000円</u></p> <p>(3) 1か所当たりの妊娠届出受理数 200 件未満 <u>8,239,000円</u></p> <p>(略)</p>	(略)			
延長保育事業	(略)	<p>1 一般型</p> <p>(1) 保育短時間認定（ア～エについては在籍児童1人当たり年額、オについては1事業当たり年額）</p> <p>ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員</p>	(略)	(略)		延長保育事業	(略)	<p>1 一般型</p> <p>(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）</p> <p>ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員</p>	(略)	(略)	

20人以上)

延長時間区分	
1 時間	23,300 円
2 時間	46,600 円
3 時間	69,900 円

イ 小規模保育事業

延長時間区分	A 型・B 型	C 型
1 時間	15,400 円	19,500 円
2 時間	30,800 円	39,000 円
3 時間	46,200 円	58,500 円

ウ 事業所内保育事業 (定員 19 人以下)

延長時間区分	
1 時間	14,100 円
2 時間	28,200 円
3 時間	42,300 円

エ 家庭的保育事業

延長時間区分	
1 時間	97,300 円
2 時間	194,600 円
3 時間	291,900 円

オ 障害児保育加算 (平均対象障害児数が 1 人以上の施設)

延長時間区分	
30 分	150,000 円

20人以上)

延長時間区分	
1 時間	21,200 円
2 時間	42,400 円
3 時間	63,600 円

イ 小規模保育事業

延長時間区分	A 型・B 型	C 型
1 時間	14,000 円	17,700 円
2 時間	28,000 円	35,400 円
3 時間	42,000 円	53,100 円

ウ 事業所内保育事業 (定員 19 人以下)

延長時間区分	
1 時間	12,900 円
2 時間	25,800 円
3 時間	38,700 円

エ 家庭的保育事業

延長時間区分	
1 時間	88,600 円
2 時間	177,200 円
3 時間	265,800 円

(新設)

1時間	300,000円
2～3時間	750,000円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	600,000円
1時間	<u>1,909,000円</u>
2～3時間	<u>2,955,000円</u>
4～5時間	<u>6,280,000円</u>
6時間以上	<u>7,401,000円</u>

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自 園 調 理 等	30分	600,000円	600,000円	600,000円
	1時間	<u>1,556,000円</u>	<u>1,556,000円</u>	<u>1,556,000円</u>
	2～3時間	<u>1,916,000円</u>	<u>1,916,000円</u>	<u>1,916,000円</u>
	4～5時間	<u>4,906,000円</u>	<u>4,906,000円</u>	<u>4,888,000円</u>
	6時間以上	<u>5,691,000円</u>	<u>5,691,000円</u>	<u>5,673,000円</u>
そ の 他	30分	600,000円	600,000円	600,000円
	1時間	<u>1,510,000円</u>	<u>1,510,000円</u>	<u>1,510,000円</u>
	2～3時間	<u>1,761,000円</u>	<u>1,761,000円</u>	<u>1,761,000円</u>
	4～5時間	<u>3,996,000円</u>	<u>3,996,000円</u>	<u>3,978,000円</u>
	6時間以上	<u>4,446,000円</u>	<u>4,446,000円</u>	<u>4,428,000円</u>

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	600,000円
1時間	<u>1,760,000円</u>
2～3時間	<u>2,761,000円</u>
4～5時間	<u>5,804,000円</u>
6時間以上	<u>6,835,000円</u>

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自 園 調 理 等	30分	600,000円	600,000円	600,000円
	1時間	<u>1,422,000円</u>	<u>1,422,000円</u>	<u>1,422,000円</u>
	2～3時間	<u>1,760,000円</u>	<u>1,760,000円</u>	<u>1,760,000円</u>
	4～5時間	<u>4,497,000円</u>	<u>4,497,000円</u>	<u>4,475,000円</u>
	6時間以上	<u>5,222,000円</u>	<u>5,222,000円</u>	<u>5,201,000円</u>
そ の 他	30分	600,000円	600,000円	600,000円
	1時間	<u>1,375,000円</u>	<u>1,375,000円</u>	<u>1,375,000円</u>
	2～3時間	<u>1,605,000円</u>	<u>1,605,000円</u>	<u>1,605,000円</u>
	4～5時間	<u>3,655,000円</u>	<u>3,655,000円</u>	<u>3,633,000円</u>
	6時間以上	<u>4,074,000円</u>	<u>4,074,000円</u>	<u>4,053,000円</u>

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員 20 人 以上	定員 19 人以下	
			A 型	B 型
自 園 調 理 等	30 分	552,000 円	552,000 円	552,000 円
	1 時間	<u>1,756,000</u> 円	<u>1,432,000</u> 円	<u>1,432,000</u> 円
	2~3 時間	<u>2,719,000</u> 円	<u>1,763,000</u> 円	<u>1,763,000</u> 円
	4~5 時間	<u>5,778,000</u> 円	<u>4,513,000</u> 円	<u>4,513,000</u> 円
	6 時間以上	<u>6,809,000</u> 円	<u>5,236,000</u> 円	<u>5,236,000</u> 円
そ の 他	30 分	552,000 円	552,000 円	552,000 円
	1 時間	<u>1,543,000</u> 円	<u>1,389,000</u> 円	<u>1,389,000</u> 円
	2~3 時間	<u>2,007,000</u> 円	<u>1,621,000</u> 円	<u>1,621,000</u> 円
	4~5 時間	<u>4,371,000</u> 円	<u>3,676,000</u> 円	<u>3,676,000</u> 円
	6 時間以上	<u>5,093,000</u> 円	<u>4,090,000</u> 円	<u>4,090,000</u> 円

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員 4 人以上	利用定員 3 人以下
自 園 調 理 等	30 分	<u>343,000</u> 円	<u>176,000</u> 円
	1 時間	<u>686,000</u> 円	<u>351,000</u> 円
	2~3 時間	<u>1,226,000</u> 円	<u>639,000</u> 円
	4~5 時間	<u>3,023,000</u> 円	<u>2,043,000</u> 円
	6 時間以上	<u>4,899,000</u> 円	<u>3,526,000</u> 円
そ の 他	30 分	<u>336,000</u> 円	<u>168,000</u> 円
	1 時間	<u>671,000</u> 円	<u>335,000</u> 円
	2~3 時間	<u>1,174,000</u> 円	<u>587,000</u> 円

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員 20 人 以上	定員 19 人以下	
			A 型	B 型
自 園 調 理 等	30 分	552,000 円	552,000 円	552,000 円
	1 時間	<u>1,619,000</u> 円	<u>1,308,000</u> 円	<u>1,308,000</u> 円
	2~3 時間	<u>2,540,000</u> 円	<u>1,619,000</u> 円	<u>1,619,000</u> 円
	4~5 時間	<u>5,340,000</u> 円	<u>4,138,000</u> 円	<u>4,138,000</u> 円
	6 時間以上	<u>6,288,000</u> 円	<u>4,805,000</u> 円	<u>4,805,000</u> 円
そ の 他	30 分	552,000 円	552,000 円	552,000 円
	1 時間	<u>1,406,000</u> 円	<u>1,265,000</u> 円	<u>1,265,000</u> 円
	2~3 時間	<u>1,828,000</u> 円	<u>1,477,000</u> 円	<u>1,477,000</u> 円
	4~5 時間	<u>3,995,000</u> 円	<u>3,362,000</u> 円	<u>3,362,000</u> 円
	6 時間以上	<u>4,662,000</u> 円	<u>3,748,000</u> 円	<u>3,748,000</u> 円

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員 4 人以上	利用定員 3 人以下
自 園 調 理 等	30 分	<u>314,000</u> 円	<u>161,000</u> 円
	1 時間	<u>627,000</u> 円	<u>321,000</u> 円
	2~3 時間	<u>1,122,000</u> 円	<u>587,000</u> 円
	4~5 時間	<u>2,792,000</u> 円	<u>1,894,000</u> 円
	6 時間以上	<u>4,498,000</u> 円	<u>3,238,000</u> 円
そ の 他	30 分	<u>306,000</u> 円	<u>153,000</u> 円
	1 時間	<u>611,000</u> 円	<u>306,000</u> 円
	2~3 時間	<u>1,070,000</u> 円	<u>535,000</u> 円

他	4～5 時間	<u>2,217,000 円</u>	<u>1,237,000 円</u>
	6 時間以上	<u>3,757,000 円</u>	<u>2,384,000 円</u>

オ 夜間保育所において夜 10 時以降に行う場合

延長時間区分	
30 分	600,000 円
1 時間	<u>2,137,000 円</u>
2～3 時間	<u>3,183,000 円</u>
4～5 時間	<u>6,394,000 円</u>
6 時間以上	<u>7,401,000 円</u>

カ (略)

キ 障害児保育加算 (平均対象障害児数が 1 人以上の施設)

延長時間区分	
<u>30 分</u>	<u>150,000 円</u>
<u>1 時間</u>	<u>300,000 円</u>
<u>2～3 時間</u>	<u>750,000 円</u>
<u>4～5 時間</u>	<u>1,350,000 円</u>
<u>6 時間以上</u>	<u>1,950,000 円</u>

2 訪問型

(1) 保育短時間認定 (児童 1 人当たり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1 時間	<u>291,900 円</u>
2 時間	<u>583,800 円</u>
3 時間	<u>875,700 円</u>

他	4～5 時間	<u>2,052,000 円</u>	<u>1,155,000 円</u>
	6 時間以上	<u>3,454,000 円</u>	<u>2,193,000 円</u>

オ 夜間保育所において夜 10 時以降に行う場合

延長時間区分	
30 分	600,000 円
1 時間	<u>1,988,000 円</u>
2～3 時間	<u>2,989,000 円</u>
4～5 時間	<u>5,918,000 円</u>
6 時間以上	<u>6,835,000 円</u>

カ (略)

(新設)

2 訪問型

(1) 保育短時間認定 (児童 1 人当たり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1 時間	<u>265,900 円</u>
2 時間	<u>531,800 円</u>
3 時間	<u>797,700 円</u>

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
1時間	<u>291,900</u> 円
2時間	<u>503,000</u> 円
3時間	<u>503,000</u> 円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	<u>168,000</u> 円
1時間	<u>335,000</u> 円
2～3時間	<u>587,000</u> 円
4～5時間	<u>980,000</u> 円
6時間以上	<u>1,372,000</u> 円

イ その他

（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
30分	<u>168,000</u> 円
1時間	<u>335,000</u> 円
2時間以上	<u>503,000</u> 円

(略)

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
1時間	<u>265,900</u> 円
2時間	<u>458,000</u> 円
3時間	<u>458,000</u> 円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	<u>153,000</u> 円
1時間	<u>306,000</u> 円
2～3時間	<u>535,000</u> 円
4～5時間	<u>898,000</u> 円
6時間以上	<u>1,261,000</u> 円

イ その他

（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
30分	<u>153,000</u> 円
1時間	<u>306,000</u> 円
2時間以上	<u>458,000</u> 円

(略)

実費徴収に係 (略) 1 教材費・行事費等（給食費以外） (略)  
生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 2,800円

実費徴収に係 (略) 1 教材費・行事費等（給食費以外） (略)  
生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 2,700円

る補足 給付を 行う事 業		2 給食費（副食材料費） 低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>5,100</u> 円			る補足 給付を 行う事 業		2 給食費（副食材料費） 低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>4,900</u> 円		
多様な 事業者 の参入 促進・ 能力活 用事業	(略)	1 新規参入施設等への巡回支援  1 施設当たり年額 <u>420,000</u> 円  2～3 (略)	(略)		多様な 事業者 の参入 促進・ 能力活 用事業	(略)	1 新規参入施設等への巡回支援  1 施設当たり年額 <u>400,000</u> 円  2～3 (略)	(略)	
放課後 児童健 全育成 事業 業(特 定分)	放課 後児 童健 全育 成事 業(特 定分)	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生 労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員 （常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 (略) (1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>5,107,000</u> 円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>28,000</u> 円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>7,495,000</u> 円－（36人－支援の単位を構成する児童数） × <u>26,000</u> 円 (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>7,495,000</u> 円 (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>7,495,000</u> 円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>96,000</u> 円	(略)		放課後 児童健 全育成 事業 業(特 定分)	放課 後児 童健 全育 成事 業(特 定分)	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生 労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員 （常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 (略) (1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>4,615,000</u> 円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>30,000</u> 円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>6,939,000</u> 円－（36人－支援の単位を構成する児童数） × <u>27,000</u> 円 (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>6,939,000</u> 円 (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>6,939,000</u> 円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>85,000</u> 円	(略)	

	<p>(イ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位</p> <p style="text-align: right;">4,997,000円</p>					<p>(イ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位</p> <p style="text-align: right;">4,740,000円</p>			
	<p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p style="text-align: center;">（年間開所日数-250日）×31,000円</p> <p style="text-align: center;">（1日8時間以上開所する場合）</p>					<p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p style="text-align: center;">（年間開所日数-250日）×28,000円</p> <p style="text-align: center;">（1日8時間以上開所する場合）</p>			
	<p>ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p style="text-align: center;">（上記要件に該当する開所日数）×31,000円</p>					<p>ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p style="text-align: center;">（上記要件に該当する開所日数）×28,000円</p>			
	<p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア)平日分（18時半を超えて開所する場合）</p> <p style="text-align: center;">「18時半を超える時間」の年間平均時間数×804,000円</p>					<p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア)平日分（18時半を超えて開所する場合）</p> <p style="text-align: center;">「18時半を超える時間」の年間平均時間数×720,000円</p>			
	<p>(イ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）</p> <p style="text-align: center;">「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 ×362,000円</p>					<p>(イ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）</p> <p style="text-align: center;">「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 ×324,000円</p>			
	<p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 5,229,000円</p> <p>(イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 3,704,000円</p>					<p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 4,802,000円</p> <p>(イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 3,327,000円</p>			
	<p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p style="text-align: center;">（上記要件に該当する開所日数）×31,000円</p>					<p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p style="text-align: center;">（上記要件に該当する開所日数）×28,000円</p>			
	<p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 804,000円</p>					<p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 720,000円</p>			

	<p>②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合</p> <p>(略)</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位</p> <p><u>3,028,000</u>円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>28,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位</p> <p><u>5,416,000</u>円－（36人－支援の単位を構成する児童数） × <u>26,000</u>円</p> <p>(9)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>5,416,000</u>円</p> <p>(2)構成する児童の数が46～70人の支援の単位</p> <p><u>5,416,000</u>円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>96,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 (略)</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） (年間開所日数－250日) × <u>23,000</u>円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>23,000</u>円</p>			<p>②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合</p> <p>(略)</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位</p> <p><u>2,794,000</u>円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × <u>30,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位</p> <p><u>5,117,000</u>円－（36人－支援の単位を構成する児童数） × <u>27,000</u>円</p> <p>(9)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>5,117,000</u>円</p> <p>(2)構成する児童の数が46～70人の支援の単位</p> <p><u>5,117,000</u>円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × <u>85,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 (略)</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） (年間開所日数－250日) × <u>21,000</u>円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>21,000</u>円</p>	
--	--	--	--	--	--

	<p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)平日分（18時半を超えて開所する場合）</p> <p>「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>495,000</u> 円</p> <p>(4)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）</p> <p>「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>223,000</u> 円</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>3,580,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>2,054,000</u> 円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p>(上記要件に該当する開所日数) × <u>23,000</u> 円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の</p> <p>年間平均時間数 × <u>495,000</u> 円</p> <p>③設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合</p> <p>(略)</p> <p>(1)年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位</p> <p><u>2,734,000</u> 円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）</p> <p>× <u>28,000</u> 円</p> <p>(4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位</p>			<p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)平日分（18時半を超えて開所する場合）</p> <p>「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>449,000</u> 円</p> <p>(4)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）</p> <p>「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>202,000</u> 円</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>3,356,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,881,000</u> 円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p>(上記要件に該当する開所日数) × <u>21,000</u> 円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の</p> <p>年間平均時間数 × <u>449,000</u> 円</p> <p>③設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合</p> <p>(略)</p> <p>(1)年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位</p> <p><u>2,629,000</u> 円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）</p> <p>× <u>29,000</u> 円</p> <p>(4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位</p>	
--	---	--	--	---	--



	<p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  （上記要件に該当する開所日数）× <u>19,000</u>円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の  年間平均時間数 × <u>336,000</u>円</p> <p>④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合  （略）</p> <p>（1）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位  <u>2,027,000</u>円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）  × <u>30,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位  <u>4,746,000</u>円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）  × <u>27,000</u>円</p> <p>(9)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,746,000</u>円</p> <p>(2)構成する児童の数が46～70人の支援の単位  <u>4,746,000</u>円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）  × <u>84,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が71人以上の支援の単位  （略）</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）  （年間開所日数－250日）× <u>21,000</u>円</p>				<p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  （上記要件に該当する開所日数）× <u>17,000</u>円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の  年間平均時間数 × <u>298,000</u>円</p> <p>④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合  （略）</p> <p>（1）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が1～19人の支援の単位  <u>1,993,000</u>円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）  × <u>32,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が20～35人の支援の単位  <u>4,623,000</u>円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）  × <u>29,000</u>円</p> <p>(9)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,623,000</u>円</p> <p>(2)構成する児童の数が46～70人の支援の単位  <u>4,623,000</u>円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）  × <u>79,000</u>円</p> <p>(4)構成する児童の数が71人以上の支援の単位  （略）</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）  （年間開所日数－250日）× <u>20,000</u>円</p>		
--	---	--	--	--	---	--	--

	(1日8時間以上開所する場合)					(1日8時間以上開所する場合)			
	ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>21,000</u> 円					ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>20,000</u> 円			
	エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (7)平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>394,000</u> 円  (4)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>178,000</u> 円					エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (7)平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>376,000</u> 円  (4)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>169,000</u> 円			
	(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,899,000</u> 円 (4)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,159,000</u> 円					(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,825,000</u> 円 (4)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,152,000</u> 円			
	イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>21,000</u> 円					イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>20,000</u> 円			
	ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>394,000</u> 円					ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>376,000</u> 円			
	⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 (略)					⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 (略)			



	<p>(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,072,000円</u></p> <p>(4)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,159,000円</u></p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p style="text-align: center;">（上記要件に該当する開所日数） × <u>17,000円</u></p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の</p> <p style="text-align: right;">年間平均時間数 × <u>211,000円</u></p> <p>⑥「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号子ども家庭庁成育局長通知。（以下本項目において「局長通知」という。）別添1の10（8）に定める事業を実施する場合</p> <p style="text-align: right;">（分室に設置する1支援の単位当たり年額） <u>799,000円</u></p> <p>（略）</p> <p><u>※上記、①から⑤の区分において、年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所で、構成する児童の数が46人～49人の支援の単位の場合に、別途定める基準を満たす場合には、構成する児童の数を36～45人の支援の単位の基準額を維持することができる。</u></p>				
	<p>2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）</p> <p>（略）</p>	（略）			
	<p>3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 <u>2,352,000円</u></p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p>	（略）			
	<p>(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(7)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,023,000円</u></p> <p>(4)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,152,000円</u></p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p style="text-align: center;">（上記要件に該当する開所日数） × <u>16,000円</u></p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時間」の</p> <p style="text-align: right;">年間平均時間数 × <u>201,000円</u></p> <p>⑥「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号子ども家庭庁成育局長通知。（以下本項目において「局長通知」という。）別添1の10（8）に定める事業を実施する場合</p> <p style="text-align: right;">（分室に設置する1支援の単位当たり年額） <u>747,000円</u></p> <p>（略）</p>				
	<p>2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）</p> <p>（略）</p>	（略）			
	<p>3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 <u>2,232,000円</u></p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p>	（略）			

	<p>ア 賃借料補助 <u>3,444,000</u>円</p> <p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 <u>6,300,000</u>円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業</p> <p>ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 <u>1,225,000</u>円</p> <p>イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 <u>613,000</u>円</p> <p>(略)</p>					<p>ア 賃借料補助 <u>3,374,000</u>円</p> <p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 <u>6,100,000</u>円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業</p> <p>ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 <u>1,163,000</u>円</p> <p>イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 <u>581,000</u>円</p> <p>(略)</p>			
放課後児童健全育成事業(一般分)	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり 年額) (略)</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 <u>2,181,000</u>円</p> <p>(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 <u>3,768,000</u>円</p> <p>(略)</p>			放課後児童健全育成事業(一般分)	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり 年額) (略)</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 <u>1,829,000</u>円</p> <p>(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 <u>3,330,000</u>円</p> <p>(略)</p>				
	<p>2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額) (略)</p> <p>(1) 障害児を3人以上受け入れる場合</p> <p>ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 <u>2,352,000</u>円</p> <p>イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合</p> <p>(ア)職員を1人配置 <u>2,352,000</u>円</p> <p>(イ)職員を2人以上配置 <u>4,704,000</u>円</p> <p>ウ 障害児を9人以上受け入れる場合</p>				<p>2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額) (略)</p> <p>(1) 障害児を3人以上受け入れる場合</p> <p>ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 <u>2,232,000</u>円</p> <p>イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合</p> <p>(ア)職員を1人配置 <u>2,232,000</u>円</p> <p>(イ)職員を2人以上配置 <u>4,464,000</u>円</p> <p>ウ 障害児を9人以上受け入れる場合</p>				

		(7)職員を1人配置 <u>2,352,000円</u>				(7)職員を1人配置 <u>2,232,000円</u>			
		(4)職員を2人配置 <u>4,704,000円</u>				(4)職員を2人配置 <u>4,464,000円</u>			
		(9)職員を3人以上配置 <u>7,056,000円</u>				(9)職員を3人以上配置 <u>6,696,000円</u>			
		(2) 医療的ケア児を受け入れる場合 (略)				(2) 医療的ケア児を受け入れる場合 (略)			
	3	小規模放課後児童クラブ支援事業  1 支援の単位当たり年額 <u>735,000円</u>	(略)			3 小規模放課後児童クラブ支援事業  1 支援の単位当たり年額 <u>697,000円</u>	(略)		
		(略)				(略)			
	4	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置  1 事業所当たり年額 <u>1,486,000円</u>	(略)			4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置  1 事業所当たり年額 <u>1,423,000円</u>	(略)		
		(略)				(略)			
	5	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業  遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に 行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要 となる費用を補助  1 支援の単位当たり年額 <u>1,646,000円</u>	(略)			5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業  遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に 行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要 となる費用を補助  1 支援の単位当たり年額 <u>1,568,000円</u>	(略)		
		(略)				(略)			
	6	放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業  (略)	(略)			6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業  (略)	(略)		
		(略)				(略)			
	7	放課後児童クラブ利用調整支援事業  放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童ク	(略)			7 放課後児童クラブ利用調整支援事業  放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童ク	(略)		

	<p>ラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助</p> <p>1 市町村当たり年額 <u>4,633,000</u> 円</p> <p>(略)</p>				<p>ラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助</p> <p>1 市町村当たり年額 <u>4,433,000</u> 円</p> <p>(略)</p>			
	<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>		<p><u>8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</u></p> <p><u>令和6年能登半島地震により、放課後児童クラブを臨時休業等させた場合等において、市町村が保護者へ減免等する利用料相当額の一部を補助</u></p> <p><u>1 支援の単位当たり月額 280,000 円</u></p>	<p><u>災害時放課後児童クラブ利用料支援事業の実施に必要な経費</u></p>		
放課後児童健全育成事業(その他)	<p>1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額 (1) ~ (3) の合計額</p> <p>(1) 放課後児童支援員を配置</p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 概ね経験年数3年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置</u></p> <p><u>対象職員1人当たり 198,000円</u></p> <p>(3) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) (3) の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長(マネジメント)的立場にある者を配置</u></p> <p>(略)</p>	(略)		放課後児童健全育成事業(その他)	<p>1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額 (1) ~ (3) の合計額</p> <p>(1) 放課後児童支援員を配置</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) (2) の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長(マネジメント)的立場にある者を配置</u></p> <p>(略)</p>	(略)		

		(略)				(略)		
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）  (略)	(略)			2 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）  (略)	(略)	
子育て 短期支 援事業	子育て 短期支 援事業	1 運営費  (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × <u>10,700</u> 円 イ 2歳以上児 年間延べ日数 × <u>5,540</u> 円 ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親	(略)		子育て 短期支 援事業	子育て 短期支 援事業	1 運営費  (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × <u>9,210</u> 円 イ 2歳以上児 年間延べ日数 × <u>5,200</u> 円 ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親	(略)

		<p>年間延べ日数 × <u>1,500</u>円</p> <p>エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施</p> <p>年間実施日数 × <u>2,000</u>円</p> <p>(略)</p> <p>(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>(ア) 基本分 年間延べ日数 × <u>1,360</u>円</p> <p>(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × <u>1,360</u>円</p> <p>イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × <u>2,510</u>円</p> <p>ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施</p> <p>年間実施日数 × <u>2,000</u>円</p> <p>(略)</p> <p>(3) 実施施設における専従職員の配置に要する費用</p> <p>1 施設当たり年額 <u>7,281,000</u>円</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>						<p>年間延べ日数 × <u>1,340</u>円</p> <p>エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施</p> <p>年間実施日数 × <u>1,860</u>円</p> <p>(略)</p> <p>(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>(ア) 基本分 年間延べ日数 × <u>1,250</u>円</p> <p>(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × <u>1,250</u>円</p> <p>イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × <u>2,310</u>円</p> <p>ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施</p> <p>年間実施日数 × <u>1,860</u>円</p> <p>(略)</p> <p>(3) 実施施設における専従職員の配置に要する費用</p> <p>1 施設当たり年額 <u>6,747,000</u>円</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	<p>1 (略)</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組</p> <p>1 市町村当たり <u>3,000,000</u>円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組</p> <p>1 市町村当たり <u>660,000</u>円</p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組</p> <p>(1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)</p>	(略)					子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	<p>1 (略)</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組</p> <p>1 市町村当たり <u>3,248,000</u>円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組</p> <p>1 市町村当たり <u>674,000</u>円</p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組</p> <p>(1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)</p>	(略)		

		<p>①の取組のみを実施している場合</p> <p>1 市町村当たり <u>720,000</u>円</p> <p>(2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の(4)</p> <p>①及び②の取組を実施している場合</p> <p>1 市町村当たり <u>2,520,000</u>円</p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり <u>640,000</u>円</p>				<p>①の取組のみを実施している場合</p> <p>1 市町村当たり <u>735,000</u>円</p> <p>(2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)</p> <p>①及び②の取組を実施している場合</p> <p>1 市町村当たり <u>2,601,000</u>円</p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり <u>644,000</u>円</p>		
子育て 世帯訪 問支援 事業	(略)	<p>1 訪問支援費</p> <p>(1) 訪問支援費</p> <p>ア 基本分</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,650</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>1,000</u>円</p> <p>イ 加算分</p> <p>以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。</p> <p>(ア) 生活保護法による被保護者世帯</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,650</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>1,000</u>円</p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯</p> <p>① 1世帯当たり年間96時間まで</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,650</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>1,000</u>円</p> <p>② 1世帯当たり年間96時間超</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,320</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>800</u>円</p>	(略)	子育て 世帯訪 問支援 事業	(略)	<p>1 訪問支援費</p> <p>(1) 訪問支援費</p> <p>ア 基本分</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,570</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>930</u>円</p> <p>イ 加算分</p> <p>以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。</p> <p>(ア) 生活保護法による被保護者世帯</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,570</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>930</u>円</p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯</p> <p>① 1世帯当たり年間96時間まで</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,570</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>930</u>円</p> <p>② 1世帯当たり年間96時間超</p> <p>年間延べ利用時間数 × <u>1,260</u>円</p> <p>年間延べ利用件数 × <u>740</u>円</p>	(略)	

		<p>(ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯</p> <p>① 1世帯当たり年間48時間まで</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用時間数 × <u>1,650</u>円</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用件数 × <u>1,000</u>円</p> <p>② 1世帯当たり年間48時間超</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用時間数 × <u>990</u>円</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用件数 × <u>600</u>円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>					<p>(ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯</p> <p>① 1世帯当たり年間48時間まで</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用時間数 × <u>1,570</u>円</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用件数 × <u>930</u>円</p> <p>② 1世帯当たり年間48時間超</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用時間数 × <u>940</u>円</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用件数 × <u>560</u>円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>		
児童育 成支援 拠点事 業	(略)	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本分</p> <p>ア 週3日型 1事業所当たり年額 <u>10,452,000</u>円</p> <p>イ 週4日型 1事業所当たり年額 <u>13,936,000</u>円</p> <p>ウ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>17,308,000</u>円</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア ソーシャルワーク専門職員配置加算</p> <p style="text-align: center;">要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う</p> <p style="text-align: right;">職員の配置 1事業所当たり年額 <u>2,297,000</u>円</p> <p>イ 心理療法担当職員配置加算</p> <p style="text-align: center;">メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して支援を行う職員の配置</p> <p style="text-align: right;">1事業所当たり年額 <u>2,297,000</u>円</p> <p>ウ 送迎加算</p> <p style="text-align: center;">居宅から実施事業所の間等の送迎を実施</p>	(略)	児童育 成支援 拠点事 業	(略)	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本分</p> <p>ア 週3日型 1事業所当たり年額 <u>9,828,000</u>円</p> <p>イ 週4日型 1事業所当たり年額 <u>13,104,000</u>円</p> <p>ウ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>16,368,000</u>円</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア ソーシャルワーク専門職員配置加算</p> <p style="text-align: center;">要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う</p> <p style="text-align: right;">職員の配置 1事業所当たり年額 <u>2,295,000</u>円</p> <p>イ 心理療法担当職員配置加算</p> <p style="text-align: center;">メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して支援を行う職員の配置</p> <p style="text-align: right;">1事業所当たり年額 <u>2,295,000</u>円</p> <p>ウ 送迎加算</p> <p style="text-align: center;">居宅から実施事業所の間等の送迎を実施</p>	(略)		

		<p>(ア) 週3日型 1事業所当たり年額 <u>936,000円</u></p> <p>(イ) 週4日型 1事業所当たり年額 <u>1,248,000円</u></p> <p>(ウ) 週5日型 1事業所当たり年額 <u>1,560,000円</u></p> <p>エ 長時間開所加算 (1事業所当たり年額)</p> <p>(ア) 平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)</p> <p>「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの</p> <p>① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>651,000円</u></p> <p>② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>868,000円</u></p> <p>③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>1,084,000円</u></p> <p>(イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合)</p> <p>「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの</p> <p>① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>156,000円</u></p> <p>② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>208,000円</u></p> <p>③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>258,000円</u></p> <p>オ (略)</p> <p>2 (略)</p>				<p>(ア) 週3日型 1事業所当たり年額 <u>870,000円</u></p> <p>(イ) 週4日型 1事業所当たり年額 <u>1,161,000円</u></p> <p>(ウ) 週5日型 1事業所当たり年額 <u>1,451,000円</u></p> <p>エ 長時間開所加算 (1事業所当たり年額)</p> <p>(ア) 平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)</p> <p>「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの</p> <p>① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>600,000円</u></p> <p>② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>800,000円</u></p> <p>③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>1,001,000円</u></p> <p>(イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合)</p> <p>「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの</p> <p>① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>144,000円</u></p> <p>② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>192,000円</u></p> <p>③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>238,000円</u></p> <p>オ (略)</p> <p>2 (略)</p>	
親子関係形成支援事業	(略)	<p>1 親子関係形成支援プログラムの実施</p> <p>ア 基本分</p> <p>1プログラムにおける回数(講座数)で算出</p> <p>(ア) 全4回 年間実施プログラム数 × <u>93,120円</u></p> <p>(イ) 全5回 年間実施プログラム数 × <u>116,400円</u></p> <p>(ウ) 全6回 年間実施プログラム数 × <u>139,680円</u></p> <p>(エ) 全7回 年間実施プログラム数 × <u>162,960円</u></p> <p>(オ) 全8回 年間実施プログラム数 × <u>186,240円</u></p>	(略)	親子関係形成支援事業	(略)	<p>1 親子関係形成支援プログラムの実施</p> <p>ア 基本分</p> <p>1プログラムにおける回数(講座数)で算出</p> <p>(ア) 全4回 年間実施プログラム数 × <u>90,080円</u></p> <p>(イ) 全5回 年間実施プログラム数 × <u>112,600円</u></p> <p>(ウ) 全6回 年間実施プログラム数 × <u>135,120円</u></p> <p>(エ) 全7回 年間実施プログラム数 × <u>157,640円</u></p> <p>(オ) 全8回 年間実施プログラム数 × <u>180,160円</u></p>	(略)

		<p>(カ) 全9回 年間実施プログラム数 × <u>209,520円</u></p> <p>(キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 × <u>232,800円</u></p> <p>※ 1プログラムにおける回数（講座数）が1回増加すると、補助額が <u>23,280円</u>増加。</p> <p>※ 1プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、（キ）と同額とする。</p> <p>イ 加算分</p> <p>以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。</p> <p>(ア) 生活保護法による被保護者世帯</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用回数 × <u>2,330円</u></p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用回数 × <u>1,860円</u></p> <p>(ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用回数 × <u>1,400円</u></p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>				<p>(カ) 全9回 年間実施プログラム数 × <u>202,680円</u></p> <p>(キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 × <u>225,200円</u></p> <p>※ 1プログラムにおける回数（講座数）が1回増加すると、補助額が <u>22,520円</u>増加。</p> <p>※ 1プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、（キ）と同額とする。</p> <p>イ 加算分</p> <p>以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。</p> <p>(ア) 生活保護法による被保護者世帯</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用回数 × <u>2,250円</u></p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用回数 × <u>1,800円</u></p> <p>(ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯</p> <p style="text-align: right;">年間延べ利用回数 × <u>1,350円</u></p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>		
地域子育て支援拠点事業	(略)	<p>1 運営費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(7)3～4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を合計3名以上配置する場合 <u>6,561,000円</u></li> <li>・職員を合計2名配置する場合 <u>4,805,000円</u></li> </ul>	(略)	地域子育て支援拠点事業	(略)	<p>1 運営費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(7)3～4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を合計3名以上配置する場合 <u>6,314,000円</u></li> <li>・職員を合計2名配置する場合 <u>4,642,000円</u></li> </ul>	(略)	

		(イ)5日型				(イ)5日型			
		・常勤職員を配置する場合	<u>9,636,000</u> 円			・常勤職員を配置する場合	<u>9,023,000</u> 円		
		・非常勤職員のみを配置する場合	<u>5,908,000</u> 円			・非常勤職員のみを配置する場合	<u>5,703,000</u> 円		
		(ウ)6日型				(ウ)6日型			
		・常勤職員を配置する場合	<u>10,738,000</u> 円			・常勤職員を配置する場合	<u>10,084,000</u> 円		
		・非常勤職員のみを配置する場合	<u>7,449,000</u> 円			・非常勤職員のみを配置する場合	<u>7,182,000</u> 円		
		(エ)7日型				(エ)7日型			
		・常勤職員を配置する場合	<u>11,850,000</u> 円			・常勤職員を配置する場合	<u>11,154,000</u> 円		
		・非常勤職員のみを配置する場合	<u>8,560,000</u> 円			・非常勤職員のみを配置する場合	<u>8,251,000</u> 円		
		(略)				(略)			
		イ 加算分				イ 加算分			
		(7)子育て支援活動の展開を図る取組				(7)子育て支援活動の展開を図る取組			
		3～4日型	<u>1,809,000</u> 円			3～4日型	<u>1,725,000</u> 円		
		5日型	<u>3,782,000</u> 円			5日型	<u>3,374,000</u> 円		
		6・7日型	<u>3,343,000</u> 円			6・7日型	<u>2,956,000</u> 円		
		(イ)地域支援	<u>1,714,000</u> 円			(イ)地域支援	<u>1,646,000</u> 円		
		(ウ)特別支援対応加算	<u>1,184,000</u> 円			(ウ)特別支援対応加算	<u>1,147,000</u> 円		
		(エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額	<u>26,000</u> 円			(エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額	<u>24,000</u> 円		
		(イ)育児参加促進講習休日実施加算	<u>446,000</u> 円			(イ)育児参加促進講習休日実施加算	<u>443,000</u> 円		
		(ウ)賃借料加算	<u>2,800,000</u> 円			(ウ)賃借料加算	<u>2,500,000</u> 円		
		(2)出張ひろば	<u>1,723,000</u> 円			(2)出張ひろば	<u>1,682,000</u> 円		
		(3)小規模型指定施設				(3)小規模型指定施設			

		ア 基本分 <u>3,412,000円</u> イ 加算分 <u>1,706,000円</u>  (4) 連携型 ア 基本分 3～4日型 <u>2,216,000円</u> 5～7日型 <u>3,449,000円</u> イ 加算分 (7)地域の子育て力を高める取組 <u>512,000円</u> (4)特別支援対応加算 <u>1,184,000円</u> (9)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 <u>26,000円</u> (x)育児参加促進講習休日実施加算 <u>464,000円</u> (略) 2 (略)					ア 基本分 <u>3,292,000円</u> イ 加算分 <u>1,646,000円</u>  (4) 連携型 ア 基本分 3～4日型 <u>2,143,000円</u> 5～7日型 <u>3,348,000円</u> イ 加算分 (7)地域の子育て力を高める取組 <u>507,000円</u> (4)特別支援対応加算 <u>1,147,000円</u> (9)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 <u>24,000円</u> (x)育児参加促進講習休日実施加算 <u>443,000円</u> (略) 2 (略)		
一時預 かり事 業	一時 預か り事 業  (一 般 分)	1 運営費 (1) 一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (7) 基本分  <u>※管内全事業所の合計年間延べ利用児童数(一般型対象児童(イ～エを除く)に限る。)(以下、「全事業所合計年間延べ利用児童数」という。)</u> が管内乳幼児(0歳～5歳)人口を超過する場合には、市町村あたりの(7)基本分基準額を次の算出式によって算定された額とする。 <u>(算出式)</u>  <u>全事業所の下欄基準額合計×管内乳幼児人口÷全事業所</u>	(略)				一時預 かり事 業  (一 般 分)	1 運営費 (1) 一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (7) 基本分	(略)

合計年間延べ利用児童数＋全事業所の下欄基準額合計×

(全事業所合計年間延べ利用児童数－管内乳幼児人口)

÷全事業所合計年間延べ利用児童数×0.75

① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合

年間延べ利用児童数	基準額
50人未満	<u>1,539,000</u> 円
50人以上100人未満	<u>2,063,000</u> 円
100人以上200人未満	<u>2,555,000</u> 円
200人以上300人未満	<u>3,079,000</u> 円
300人以上900人未満	<u>3,492,000</u> 円
900人以上1,500人未満	<u>3,740,000</u> 円
1,500人以上2,100人未満	<u>5,402,000</u> 円
2,100人以上2,700人未満	<u>7,064,000</u> 円
2,700人以上3,300人未満	<u>8,726,000</u> 円
3,300人以上3,900人未満	<u>10,388,000</u> 円
3,900人以上4,500人未満	<u>12,050,000</u> 円
4,500人以上5,100人未満	<u>13,712,000</u> 円
5,100人以上5,700人未満	<u>15,374,000</u> 円
5,700人以上6,300人未満	<u>17,036,000</u> 円
6,300人以上6,900人未満	<u>18,698,000</u> 円
6,900人以上7,500人未満	<u>20,360,000</u> 円
7,500人以上8,100人未満	<u>22,022,000</u> 円
8,100人以上8,700人未満	<u>23,684,000</u> 円
8,700人以上9,300人未満	<u>25,346,000</u> 円

① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。

年間延べ利用児童数	基準額
50人未満	<u>1,473,000</u> 円
50人以上100人未満	<u>1,973,000</u> 円
100人以上200人未満	<u>2,444,000</u> 円
200人以上300人未満	<u>2,945,000</u> 円
300人以上900人未満	<u>3,240,000</u> 円
900人以上1,500人未満	<u>3,470,000</u> 円
1,500人以上2,100人未満	<u>5,012,000</u> 円
2,100人以上2,700人未満	<u>6,554,000</u> 円
2,700人以上3,300人未満	<u>8,096,000</u> 円
3,300人以上3,900人未満	<u>9,638,000</u> 円
3,900人以上4,500人未満	<u>11,180,000</u> 円
4,500人以上5,100人未満	<u>12,722,000</u> 円
5,100人以上5,700人未満	<u>14,264,000</u> 円
5,700人以上6,300人未満	<u>15,806,000</u> 円
6,300人以上6,900人未満	<u>17,348,000</u> 円
6,900人以上7,500人未満	<u>18,890,000</u> 円
7,500人以上8,100人未満	<u>20,432,000</u> 円
8,100人以上8,700人未満	<u>21,974,000</u> 円
8,700人以上9,300人未満	<u>23,516,000</u> 円

9,300人以上 9,900人未満	<u>27,008,000</u> 円
9,900人以上 10,500人未満	<u>28,670,000</u> 円
10,500人以上 11,100人未満	<u>30,332,000</u> 円
11,100人以上 11,700人未満	<u>31,994,000</u> 円
11,700人以上 12,300人未満	<u>33,656,000</u> 円
12,300人以上 12,900人未満	<u>35,318,000</u> 円
12,900人以上 13,500人未満	<u>36,980,000</u> 円
13,500人以上 14,100人未満	<u>38,642,000</u> 円
14,100人以上 14,700人未満	<u>40,304,000</u> 円
14,700人以上 15,300人未満	<u>41,966,000</u> 円
15,300人以上 15,900人未満	<u>43,628,000</u> 円
15,900人以上 16,500人未満	<u>45,290,000</u> 円
16,500人以上 17,100人未満	<u>46,952,000</u> 円
17,100人以上 17,700人未満	<u>48,614,000</u> 円
17,700人以上 18,300人未満	<u>50,276,000</u> 円
18,300人以上 18,900人未満	<u>51,938,000</u> 円
18,900人以上 19,500人未満	<u>53,600,000</u> 円
19,500人以上 20,100人未満	<u>55,262,000</u> 円

※20,100人以上の場合は別途協議

② ①以外（地域密着II型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
50人未満	<u>1,539,000</u> 円
50人以上 100人未満	<u>2,063,000</u> 円
100人以上 200人未満	<u>2,555,000</u> 円
200人以上 300人未満	<u>3,079,000</u> 円
300人以上 900人未満	<u>3,366,000</u> 円
900人以上 1,500人未満	<u>3,605,000</u> 円

9,300人以上 9,900人未満	<u>25,058,000</u> 円
9,900人以上 10,500人未満	<u>26,600,000</u> 円
10,500人以上 11,100人未満	<u>28,142,000</u> 円
11,100人以上 11,700人未満	<u>29,684,000</u> 円
11,700人以上 12,300人未満	<u>31,226,000</u> 円
12,300人以上 12,900人未満	<u>32,768,000</u> 円
12,900人以上 13,500人未満	<u>34,310,000</u> 円
13,500人以上 14,100人未満	<u>35,852,000</u> 円
14,100人以上 14,700人未満	<u>37,394,000</u> 円
14,700人以上 15,300人未満	<u>38,936,000</u> 円
15,300人以上 15,900人未満	<u>40,478,000</u> 円
15,900人以上 16,500人未満	<u>42,020,000</u> 円
16,500人以上 17,100人未満	<u>43,562,000</u> 円
17,100人以上 17,700人未満	<u>45,104,000</u> 円
17,700人以上 18,300人未満	<u>46,646,000</u> 円
18,300人以上 18,900人未満	<u>48,188,000</u> 円
18,900人以上 19,500人未満	<u>49,730,000</u> 円
19,500人以上 20,100人未満	<u>51,272,000</u> 円

※20,100人以上の場合は別途協議

② ①以外（地域密着II型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
50人未満	<u>1,473,000</u> 円
50人以上 100人未満	<u>1,973,000</u> 円
100人以上 200人未満	<u>2,444,000</u> 円
200人以上 300人未満	<u>2,945,000</u> 円
300人以上 900人未満	<u>3,114,000</u> 円
900人以上 1,500人未満	<u>3,335,000</u> 円

		1,500人以上2,100人未満	<u>5,207,000</u> 円					1,500人以上2,100人未満	<u>4,817,000</u> 円		
		2,100人以上2,700人未満	<u>6,809,000</u> 円					2,100人以上2,700人未満	<u>6,299,000</u> 円		
		2,700人以上3,300人未満	<u>8,411,000</u> 円					2,700人以上3,300人未満	<u>7,781,000</u> 円		
		3,300人以上3,900人未満	<u>10,013,000</u> 円					3,300人以上3,900人未満	<u>9,263,000</u> 円		
		3,900人以上4,500人未満	<u>11,615,000</u> 円					3,900人以上4,500人未満	<u>10,745,000</u> 円		
		4,500人以上5,100人未満	<u>13,217,000</u> 円					4,500人以上5,100人未満	<u>12,227,000</u> 円		
		5,100人以上5,700人未満	<u>14,819,000</u> 円					5,100人以上5,700人未満	<u>13,709,000</u> 円		
		5,700人以上6,300人未満	<u>16,421,000</u> 円					5,700人以上6,300人未満	<u>15,191,000</u> 円		
		6,300人以上6,900人未満	<u>18,023,000</u> 円					6,300人以上6,900人未満	<u>16,673,000</u> 円		
		6,900人以上7,500人未満	<u>19,625,000</u> 円					6,900人以上7,500人未満	<u>18,155,000</u> 円		
		7,500人以上8,100人未満	<u>21,227,000</u> 円					7,500人以上8,100人未満	<u>19,637,000</u> 円		
		8,100人以上8,700人未満	<u>22,829,000</u> 円					8,100人以上8,700人未満	<u>21,119,000</u> 円		
		8,700人以上9,300人未満	<u>24,431,000</u> 円					8,700人以上9,300人未満	<u>22,601,000</u> 円		
		9,300人以上9,900人未満	<u>26,033,000</u> 円					9,300人以上9,900人未満	<u>24,083,000</u> 円		
		9,900人以上10,500人未満	<u>27,635,000</u> 円					9,900人以上10,500人未満	<u>25,565,000</u> 円		
		10,500人以上11,100人未満	<u>29,237,000</u> 円					10,500人以上11,100人未満	<u>27,047,000</u> 円		
		11,100人以上11,700人未満	<u>30,839,000</u> 円					11,100人以上11,700人未満	<u>28,529,000</u> 円		
		11,700人以上12,300人未満	<u>32,441,000</u> 円					11,700人以上12,300人未満	<u>30,011,000</u> 円		
		12,300人以上12,900人未満	<u>34,043,000</u> 円					12,300人以上12,900人未満	<u>31,493,000</u> 円		
		12,900人以上13,500人未満	<u>35,645,000</u> 円					12,900人以上13,500人未満	<u>32,975,000</u> 円		
		13,500人以上14,100人未満	<u>37,247,000</u> 円					13,500人以上14,100人未満	<u>34,457,000</u> 円		
		14,100人以上14,700人未満	<u>38,849,000</u> 円					14,100人以上14,700人未満	<u>35,939,000</u> 円		
		14,700人以上15,300人未満	<u>40,451,000</u> 円					14,700人以上15,300人未満	<u>37,421,000</u> 円		
		15,300人以上15,900人未満	<u>42,053,000</u> 円					15,300人以上15,900人未満	<u>38,903,000</u> 円		
		15,900人以上16,500人未満	<u>43,655,000</u> 円					15,900人以上16,500人未満	<u>40,385,000</u> 円		
		16,500人以上17,100人未満	<u>45,257,000</u> 円					16,500人以上17,100人未満	<u>41,867,000</u> 円		
		17,100人以上17,700人未満	<u>46,859,000</u> 円					17,100人以上17,700人未満	<u>43,349,000</u> 円		

17,700人以上 18,300人未満	<u>48,461,000</u> 円
18,300人以上 18,900人未満	<u>50,063,000</u> 円
18,900人以上 19,500人未満	<u>51,665,000</u> 円
19,500人以上 20,100人未満	<u>53,267,000</u> 円

※20,100人以上の場合は別途協議

(イ) 基幹型施設加算 1,400,000円

イ～ウ (略)

エ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算  
(児童1人当たり日額) 4,200円

オ (略)

(2) 幼稚園型 I

ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額)

(7) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)

I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設

- ① 平日 480円
- ② 長期休業日(8時間未満) 480円
- ③ 長期休業日(8時間以上) 960円

II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設

① 平日

$(\underline{1,760,000}\text{円} \div \text{年間延べ利用児童数}) - \underline{440}\text{円}$

(10円未満切り捨て)

② 長期休業日(8時間未満) 440円

17,700人以上 18,300人未満	<u>44,831,000</u> 円
18,300人以上 18,900人未満	<u>46,313,000</u> 円
18,900人以上 19,500人未満	<u>47,795,000</u> 円
19,500人以上 20,100人未満	<u>49,277,000</u> 円

※20,100人以上の場合は別途協議

(イ) 基幹型施設加算 1,330,000円

イ～ウ (略)

エ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算  
(児童1人当たり日額) 3,900円

オ (略)

(2) 幼稚園型 I

ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額)

(7) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)

I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設

- ① 平日 440円
- ② 長期休業日(8時間未満) 440円
- ③ 長期休業日(8時間以上) 880円

II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設

① 平日

$(\underline{1,600,000}\text{円} \div \text{年間延べ利用児童数}) - \underline{400}\text{円}$

(10円未満切り捨て)

② 長期休業日(8時間未満) 400円

	<p>③ 長期休業日（8時間以上） <u>880円</u></p> <p>(4) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)</p> <p><u>880円</u></p> <p>(ウ) ～(イ) (略)</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分（ウ及び（3）を除く）（児童1人当たり日額）</p> <p>(ア) 基本分 <u>880円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>ウ 特別な支援を要する児童分（児童1人当たり日額）</p> <p>(略)</p> <p>※ 幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（1施設当たり年額）は、<u>11,245,300円</u>を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア(ア)Ⅰ ③、ア(ア)Ⅱ③、ア(ウ)、ア(エ)、ア(イ)、イ(イ)及びウに係る基準額）を適用したことにより、<u>11,245,300円</u>を超えた場合は、この限りでない）。</p> <p>(3) 幼稚園型Ⅱ（児童1人当たり日額）</p> <p>ア 2歳児</p> <p>Ⅰ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ 利用児童数が1,500人以上の施設</p> <p>(ア) 基本分 <u>2,910円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>Ⅱ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ</p>			<p>③ 長期休業日（8時間以上） <u>800円</u></p> <p>(4) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)</p> <p><u>800円</u></p> <p>(ウ) ～(イ) (略)</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分（ウ及び（3）を除く）（児童1人当たり日額）</p> <p>(ア) 基本分 <u>800円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>ウ 特別な支援を要する児童分（児童1人当たり日額）</p> <p>(略)</p> <p>※ 幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（1施設当たり年額）は、<u>10,223,000円</u>を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア(ア)Ⅰ ③、ア(ア)Ⅱ③、ア(ウ)、ア(エ)、ア(イ)、イ(イ)及びウに係る基準額）を適用したことにより、<u>10,223,000円</u>を超えた場合は、この限りでない）。</p> <p>(3) 幼稚園型Ⅱ（児童1人当たり日額）</p> <p>ア 2歳児</p> <p>Ⅰ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ 利用児童数が1,500人以上の施設</p> <p>(ア) 基本分 <u>2,650円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>Ⅱ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ</p>	
--	---	--	--	---	--

	利用児童数が1,500人未満の施設					利用児童数が1,500人未満の施設			
	(7) 基本分	<u>2,560</u> 円				(7) 基本分	<u>2,250</u> 円		
	(i) (略)					(i) (略)			
	イ 1歳児					イ 1歳児			
	(7) 基本分	<u>2,560</u> 円				(7) 基本分	<u>2,250</u> 円		
	(i) (略)					(i) (略)			
	ウ 0歳児					ウ 0歳児			
	(7) 基本分	<u>5,120</u> 円				(7) 基本分	<u>4,500</u> 円		
	(i) (略)					(i) (略)			
	(4) 余裕活用型（児童1人当たり日額）					(4) 余裕活用型（児童1人当たり日額）			
	ア 基本分	<u>2,800</u> 円				ア 基本分	<u>2,600</u> 円		
	イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算					イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算			
	(児童1人当たり日額)	<u>4,200</u> 円				(児童1人当たり日額)	<u>3,900</u> 円		
	ウ (略)					ウ (略)			
	(5) 居宅訪問型（児童1人当たり日額）					(5) 居宅訪問型（児童1人当たり日額）			
	ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童					ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童			
	利用時間4時間以上	<u>12,000</u> 円				利用時間4時間以上	<u>11,000</u> 円		
	利用時間4時間未満	<u>6,000</u> 円				利用時間4時間未満	<u>5,500</u> 円		
	イ 緊急一時預かり対象児童					イ 緊急一時預かり対象児童			
	利用時間4時間以上	<u>16,000</u> 円				利用時間4時間以上	<u>14,000</u> 円		
	利用時間4時間未満	<u>8,000</u> 円				利用時間4時間未満	<u>7,000</u> 円		
	ウ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算					ウ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算			
	(児童1人当たり日額)	<u>4,200</u> 円				(児童1人当たり日額)	<u>3,900</u> 円		



	分)																										
病児保 育事業	病児 保育 事業  (特 定 分、 一般 分・ 事業 費)	1 病児対応型  (1) 基本分 1か所当たり年額 <u>9,459,000</u> 円 うち改善分 2,538,000円  ※ ただし、 <u>以下のいずれの要件も満たさない場合には改善分を減算すること。</u> ・利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する。 ・市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、他市町村に住民票を有する利用者が予約等できるICTを導入している。  (2) 加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算	(略)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人以上100人未満</td><td><u>1,180,000</u>円</td></tr> <tr><td>100人以上150人未満</td><td><u>1,770,000</u>円</td></tr> <tr><td>150人以上200人未満</td><td><u>2,360,000</u>円</td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td><u>3,540,000</u>円</td></tr> <tr><td>300人以上400人未満</td><td><u>4,720,000</u>円</td></tr> <tr><td>400人以上500人未満</td><td><u>5,900,000</u>円</td></tr> <tr><td>500人以上600人未満</td><td><u>7,080,000</u>円</td></tr> <tr><td>600人以上700人未満</td><td><u>8,260,000</u>円</td></tr> <tr><td>700人以上800人未満</td><td><u>9,440,000</u>円</td></tr> <tr><td>800人以上900人未満</td><td><u>10,620,000</u>円</td></tr> <tr><td>900人以上1,000人未満</td><td><u>11,800,000</u>円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)	50人以上100人未満	<u>1,180,000</u> 円	100人以上150人未満	<u>1,770,000</u> 円	150人以上200人未満	<u>2,360,000</u> 円	200人以上300人未満	<u>3,540,000</u> 円	300人以上400人未満	<u>4,720,000</u> 円	400人以上500人未満	<u>5,900,000</u> 円	500人以上600人未満	<u>7,080,000</u> 円	600人以上700人未満	<u>8,260,000</u> 円	700人以上800人未満	<u>9,440,000</u> 円	800人以上900人未満	<u>10,620,000</u> 円	900人以上1,000人未満	<u>11,800,000</u> 円	
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)																										
50人以上100人未満	<u>1,180,000</u> 円																										
100人以上150人未満	<u>1,770,000</u> 円																										
150人以上200人未満	<u>2,360,000</u> 円																										
200人以上300人未満	<u>3,540,000</u> 円																										
300人以上400人未満	<u>4,720,000</u> 円																										
400人以上500人未満	<u>5,900,000</u> 円																										
500人以上600人未満	<u>7,080,000</u> 円																										
600人以上700人未満	<u>8,260,000</u> 円																										
700人以上800人未満	<u>9,440,000</u> 円																										
800人以上900人未満	<u>10,620,000</u> 円																										
900人以上1,000人未満	<u>11,800,000</u> 円																										

	分)																										
病児保 育事業	病児 保育 事業  (特 定 分、 一般 分・ 事業 費)	1 病児対応型  (1) 基本分 1か所当たり年額 <u>8,808,000</u> 円 うち改善分 2,538,000円  ※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施 <u>しない場合は、改善分を減算すること</u>	(略)																								
		(2) 加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人以上100人未満</td><td><u>1,130,000</u>円</td></tr> <tr><td>100人以上150人未満</td><td><u>1,695,000</u>円</td></tr> <tr><td>150人以上200人未満</td><td><u>2,260,000</u>円</td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td><u>3,390,000</u>円</td></tr> <tr><td>300人以上400人未満</td><td><u>4,520,000</u>円</td></tr> <tr><td>400人以上500人未満</td><td><u>5,650,000</u>円</td></tr> <tr><td>500人以上600人未満</td><td><u>6,780,000</u>円</td></tr> <tr><td>600人以上700人未満</td><td><u>7,910,000</u>円</td></tr> <tr><td>700人以上800人未満</td><td><u>9,040,000</u>円</td></tr> <tr><td>800人以上900人未満</td><td><u>10,170,000</u>円</td></tr> <tr><td>900人以上1,000人未満</td><td><u>11,300,000</u>円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)	50人以上100人未満	<u>1,130,000</u> 円	100人以上150人未満	<u>1,695,000</u> 円	150人以上200人未満	<u>2,260,000</u> 円	200人以上300人未満	<u>3,390,000</u> 円	300人以上400人未満	<u>4,520,000</u> 円	400人以上500人未満	<u>5,650,000</u> 円	500人以上600人未満	<u>6,780,000</u> 円	600人以上700人未満	<u>7,910,000</u> 円	700人以上800人未満	<u>9,040,000</u> 円	800人以上900人未満	<u>10,170,000</u> 円	900人以上1,000人未満	<u>11,300,000</u> 円	
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)																										
50人以上100人未満	<u>1,130,000</u> 円																										
100人以上150人未満	<u>1,695,000</u> 円																										
150人以上200人未満	<u>2,260,000</u> 円																										
200人以上300人未満	<u>3,390,000</u> 円																										
300人以上400人未満	<u>4,520,000</u> 円																										
400人以上500人未満	<u>5,650,000</u> 円																										
500人以上600人未満	<u>6,780,000</u> 円																										
600人以上700人未満	<u>7,910,000</u> 円																										
700人以上800人未満	<u>9,040,000</u> 円																										
800人以上900人未満	<u>10,170,000</u> 円																										
900人以上1,000人未満	<u>11,300,000</u> 円																										

1,000人以上1,100人未満	<u>12,980,000</u> 円
1,100人以上1,200人未満	<u>14,160,000</u> 円
1,200人以上1,300人未満	<u>15,340,000</u> 円
1,300人以上1,400人未満	<u>16,520,000</u> 円
1,400人以上1,500人未満	<u>17,700,000</u> 円
1,500人以上1,600人未満	<u>18,880,000</u> 円
1,600人以上1,700人未満	<u>20,060,000</u> 円
1,700人以上1,800人未満	<u>21,240,000</u> 円
1,800人以上1,900人未満	<u>22,420,000</u> 円
1,900人以上2,000人未満	<u>23,600,000</u> 円
2,000人以上2,200人未満	<u>24,640,000</u> 円
2,200人以上2,400人未満	<u>26,880,000</u> 円
2,400人以上2,600人未満	<u>29,120,000</u> 円
2,600人以上2,800人未満	<u>31,360,000</u> 円
2,800人以上3,000人未満	<u>33,600,000</u> 円
3,000人以上3,200人未満	<u>33,920,000</u> 円
3,200人以上3,400人未満	<u>36,040,000</u> 円
3,400人以上3,600人未満	<u>38,160,000</u> 円
3,600人以上3,800人未満	<u>40,280,000</u> 円
3,800人以上4,000人未満	<u>42,400,000</u> 円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ～オ (略)

カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 1,542,000円

(3) (略)

1,000人以上1,100人未満	<u>12,430,000</u> 円
1,100人以上1,200人未満	<u>13,560,000</u> 円
1,200人以上1,300人未満	<u>14,690,000</u> 円
1,300人以上1,400人未満	<u>15,820,000</u> 円
1,400人以上1,500人未満	<u>16,950,000</u> 円
1,500人以上1,600人未満	<u>18,080,000</u> 円
1,600人以上1,700人未満	<u>19,210,000</u> 円
1,700人以上1,800人未満	<u>20,340,000</u> 円
1,800人以上1,900人未満	<u>21,470,000</u> 円
1,900人以上2,000人未満	<u>22,600,000</u> 円
2,000人以上2,200人未満	<u>23,540,000</u> 円
2,200人以上2,400人未満	<u>25,680,000</u> 円
2,400人以上2,600人未満	<u>27,820,000</u> 円
2,600人以上2,800人未満	<u>29,960,000</u> 円
2,800人以上3,000人未満	<u>32,100,000</u> 円
3,000人以上3,200人未満	<u>32,640,000</u> 円
3,200人以上3,400人未満	<u>34,680,000</u> 円
3,400人以上3,600人未満	<u>36,720,000</u> 円
3,600人以上3,800人未満	<u>38,760,000</u> 円
3,800人以上4,000人未満	<u>40,800,000</u> 円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ～オ (略)

カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 1,300,000円

(3) (略)

2 病後児対応型

(1) 基本分 1か所当たり年額 6,894,000円  
 うち改善分 2,225,000円

※ ただし、以下のいずれの要件も満たさない場合には改善分を減算すること。

・利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する。

・市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、他市町村に住民票を有する利用者が予約等できるICTを導入している。

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
50人以上100人未満	1,300,000円
100人以上150人未満	<u>1,663,800円</u>
150人以上200人未満	<u>2,218,400円</u>
200人以上300人未満	<u>3,327,600円</u>
300人以上400人未満	<u>4,436,800円</u>
400人以上500人未満	<u>5,546,000円</u>
500人以上600人未満	<u>6,655,200円</u>
600人以上700人未満	<u>7,764,400円</u>
700人以上800人未満	<u>8,873,600円</u>
800人以上900人未満	<u>9,982,800円</u>
900人以上1,000人未満	<u>11,092,000円</u>
1,000人以上1,100人未満	<u>12,201,200円</u>
1,100人以上1,200人未満	<u>13,310,400円</u>

2 病後児対応型

(1) 基本分 1か所当たり年額 6,338,000円  
 うち改善分 2,225,000円

※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
50人以上100人未満	1,300,000円
100人以上150人未満	<u>1,593,300円</u>
150人以上200人未満	<u>2,124,400円</u>
200人以上300人未満	<u>3,186,600円</u>
300人以上400人未満	<u>4,248,800円</u>
400人以上500人未満	<u>5,311,000円</u>
500人以上600人未満	<u>6,373,200円</u>
600人以上700人未満	<u>7,435,400円</u>
700人以上800人未満	<u>8,497,600円</u>
800人以上900人未満	<u>9,559,800円</u>
900人以上1,000人未満	<u>10,622,000円</u>
1,000人以上1,100人未満	<u>11,684,200円</u>
1,100人以上1,200人未満	<u>12,746,400円</u>

1,200人以上1,300人未満	<u>14,419,600</u> 円
1,300人以上1,400人未満	<u>15,528,800</u> 円
1,400人以上1,500人未満	<u>16,638,000</u> 円
1,500人以上1,600人未満	<u>17,747,200</u> 円
1,600人以上1,700人未満	<u>18,856,400</u> 円
1,700人以上1,800人未満	<u>19,965,600</u> 円
1,800人以上1,900人未満	<u>21,074,800</u> 円
1,900人以上2,000人未満	<u>22,184,000</u> 円
2,000人以上2,200人未満	<u>23,161,600</u> 円
2,200人以上2,400人未満	<u>25,267,200</u> 円
2,400人以上2,600人未満	<u>27,372,800</u> 円
2,600人以上2,800人未満	<u>29,478,400</u> 円
2,800人以上3,000人未満	<u>31,584,000</u> 円
3,000人以上3,200人未満	<u>31,884,800</u> 円
3,200人以上3,400人未満	<u>33,877,600</u> 円
3,400人以上3,600人未満	<u>35,870,400</u> 円
3,600人以上3,800人未満	<u>37,863,200</u> 円
3,800人以上4,000人未満	<u>39,856,000</u> 円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ～オ (略)

カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 1,542,000円

(3) (略)

3 体調不良児対応型

1,200人以上1,300人未満	<u>13,808,600</u> 円
1,300人以上1,400人未満	<u>14,870,800</u> 円
1,400人以上1,500人未満	<u>15,933,000</u> 円
1,500人以上1,600人未満	<u>16,995,200</u> 円
1,600人以上1,700人未満	<u>18,057,400</u> 円
1,700人以上1,800人未満	<u>19,119,600</u> 円
1,800人以上1,900人未満	<u>20,181,800</u> 円
1,900人以上2,000人未満	<u>21,244,000</u> 円
2,000人以上2,200人未満	<u>22,127,600</u> 円
2,200人以上2,400人未満	<u>24,139,200</u> 円
2,400人以上2,600人未満	<u>26,150,800</u> 円
2,600人以上2,800人未満	<u>28,162,400</u> 円
2,800人以上3,000人未満	<u>30,174,000</u> 円
3,000人以上3,200人未満	<u>30,681,600</u> 円
3,200人以上3,400人未満	<u>32,599,200</u> 円
3,400人以上3,600人未満	<u>34,516,800</u> 円
3,600人以上3,800人未満	<u>36,434,400</u> 円
3,800人以上4,000人未満	<u>38,352,000</u> 円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ～オ (略)

カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 1,300,000円

(3) (略)

3 体調不良児対応型

		<p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>5,254,000円</u></p> <p>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、<u>2,627,000円</u>)</p> <p>※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し 看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>				
	病児 保育 (特 定 分・ 低所 得者 減免 加 算)	(略)	(略)			
子育て 援助活 動支援 事業 (フ ァミ リー・ ト・セ	(略)	(略)	(略)			
		<p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>4,794,000円</u></p> <p>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、<u>2,397,000円</u>)</p> <p>※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し 看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>				
	病児 保育 (特 定 分・ 低所 得者 減免 加 算)	(略)	(略)			
子育て 援助活 動支援 事業 (フ ァミ リー・ ト・セ	(略)	(略)	(略)			

ンター 事業)					ンター 事業)				
産後ケ ア事業	産後 ケア 事業	<p>(1)デイサービス・アウトリーチ型</p> <p>1か所あたり<u>1,849,300</u>円(※)×実施月数</p> <p>※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。</p> <p>ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を<u>1,849,300</u>円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。)</p> <p>イ <u>1,849,300</u>円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。</p> <p>(2)ショートステイ型</p> <p>1か所あたり<u>2,781,800</u>円(※)×実施月数</p> <p>※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。</p> <p>ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を<u>2,781,800</u>円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。)</p> <p>イ <u>2,781,800</u>円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。</p> <p>(3)24時間365日受入体制整備加算</p> <p>1か所あたり年額 <u>3,080,600</u>円</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	(略)		産後ケ ア事業	産後 ケア 事業	<p>(1)デイサービス・アウトリーチ型</p> <p>1か所あたり<u>1,788,000</u>円(※)×実施月数</p> <p>※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。</p> <p>ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を<u>1,788,000</u>円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。)</p> <p>イ <u>1,788,000</u>円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。</p> <p>(2)ショートステイ型</p> <p>1か所あたり<u>2,605,700</u>円(※)×実施月数</p> <p>※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。</p> <p>ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を<u>2,605,700</u>円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。)</p> <p>イ <u>2,605,700</u>円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。</p> <p>(3)24時間365日受入体制整備加算</p> <p>1か所あたり年額 <u>2,943,600</u>円</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	(略)	

		<p>(7)兄弟や生後4か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に応じた加算</p> <p>1か所あたり <u>182,900</u>円×実施月数</p> <p>※ 1つの施設でデイサービス型及びショートステイ型を実施し、両方の型で対象となる場合の加算は、1か所分として申請すること。</p> <p>(8)夜間に職員配置を2名以上にしているショートステイ型の施設に応じた加算</p> <p>1か所あたり <u>256,700</u>円×実施月数</p> <p>※ 午後6時から翌朝の午前8時までに助産師、保健師又は看護師を2名以上配置している場合に加算の対象とすること。</p>				<p>(7)兄弟や生後4か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に応じた加算</p> <p>1か所あたり <u>174,200</u>円×実施月数</p> <p>※ 1つの施設でデイサービス型及びショートステイ型を実施し、両方の型で対象となる場合の加算は、1か所分として申請すること。</p> <p>(8)夜間に職員配置を2名以上にしているショートステイ型の施設に応じた加算</p> <p>1か所あたり <u>244,600</u>円×実施月数</p> <p>※ 午後6時から翌朝の午前8時までに助産師、保健師又は看護師を2名以上配置している場合に加算の対象とすること。</p>			
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<p>乳児等 通園支 援事業 (こ ども 通園 制度)</p>	<p>乳児 等 通 園 支 援 事 業 (こ ども 誰 で も 通 園 制 度)</p>	<p><u>1 乳児等通園支援</u></p> <p><u>乳児等通園支援を行うために必要な経費</u></p> <p><u>令和7年4月1日時点の人口により、以下の基準額を適用する。</u></p> <p><u>人口100万人以上 1自治体当たり 167,430,000円</u></p> <p><u>人口50万人以上100万人未満 1自治体当たり 134,180,000円</u></p> <p><u>人口10万人以上50万人未満 1自治体当たり 125,568,000円</u></p> <p><u>人口5万人以上10万人未満 1自治体当たり 37,189,000円</u></p> <p><u>人口5万人未満 1自治体当たり 17,214,000円</u></p> <p><u>2 指導監督</u></p> <p><u>事業所の指導監督を行うため、市町村に人員を配置した場合に必要な経費</u></p> <p><u>令和7年4月1日時点の人口により、以下の基準額を適用する。</u></p> <p><u>人口100万人以上 1自治体当たり 18,252,000円</u></p>	<p>乳児等通園 支援事業 (こども誰 でも通園制 度)の実施 に必要な経 費</p>	<p>国 3/4 市町村 1/4</p>

							<p>人口50万人以上100万人未満 1自治体当たり 9,126,000円</p> <p>人口50万人未満 1自治体当たり 4,563,000円</p> <p>3 賃借料補助</p> <p>こども誰でも通園制度を実施するために令和7年度以降に賃借により事業を実施する事業所に係る経費（賃借料及び礼金に限る）</p> <p>1事業所当たり 3,066,000円</p> <p>※ 3については、事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>		
子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育）	子ども・子育て支援に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一預かり事業）	<p>1 地域子ども・子育て支援事業における ICT化推進事業</p> <p>(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入</p> <p>(2) 研修のオンライン化</p> <p>(1)、(2)の合計 500,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。</p> <p>(3) 通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円</p>	ICT化推進事業の実施に必要な経費	<p>国</p> <p>1/3</p> <p>都道府県</p> <p>1/3</p> <p>市町村</p> <p>1/3</p>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

<u>事業を 除 く。)</u>	<u>育事 業、 一預 かり 事 業、 病児 保育 事業 を除 く。)</u>  <u>(特 例措 置分 (1 ))</u>	<u>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事 業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は 1か所当たり</u>  <u>※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳シス テム等の導入に係る経費に限る。</u>								
<u>(削 除)</u>	<u>(削 除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>子ど も・子 育て支 援法に 基づく 地域子 ども・ 子育て 支援事 業(延 長保育</u>	<u>子ど も・ 子育 て支 援法 に基 づく 地域 子ど も・ 子育 て支 援事 業(延 長保育</u>	<u>1 地域子ども・子育て支援事業における ICT化推進事業 (令和6年度補正 予算分)</u>  <u>(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入</u>  <u>(2) 研修のオンライン化</u>  <u>(1)、(2)の合計 500,000円</u>  <u>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリ ー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</u>  <u>※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必</u>	<u>ICT化推 進事業(令 和6年度補 正予算分)</u>  <u>の実施に必 要な経費</u>	<u>国 1/3</u>  <u>都道 府県 1/3</u>  <u>市町村 1/3</u>

						<p>事業、 一預か り事 業、病 児保育 事業、 乳児等 通園支 援事業 (こど も誰で も通園 制度) を除 く。)</p> <p>て支 援事 業 (延 長保 育事 業、 一預 かり 事 業、 病児 保育 事 業、 乳児 等通 園支 援事 業 (こ ども 誰で も通 園制 度) を除</p>	<p>要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修 をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限 る。</p> <p>(3) 通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリ ーサポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システ ム等の導入に係る経費に限る。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--



改正後

別紙様式1～8

(略)

現行

別紙様式1～8

(略)







現行

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	運定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
IV 特別措置分(2)								
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子育て世帯訪問支援事業								
児童育成支援拠点事業								
親子関係形成支援事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
産後ケア事業								
乳児等通園支援事業 (こども館でも通園制度)								
特別措置分(2)計								1/3
総合計								

- (記入上の注意)
- 特別措置分(2)類には、特別措置分のうち、1.地域子ども子育て支援事業等における事業継続支援事業(令和7年度補正予算分)について記入すること。
  - ⑤欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
  - ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
  - ⑦欄には、⑦欄の額を記入すること。
  - ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じれば、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
  - 総合計欄には、別表1(別業)の特別措置分(1)計、欄及び特別措置分(2)計、欄の額を合計した額を記入すること。
  - 総合計欄には、別表1(別業)の合計欄、別表1(別業)の特別措置分 小計1欄の額を合計した額を記入すること。

改正後

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	運定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子育て世帯訪問支援事業								
児童育成支援拠点事業								
親子関係形成支援事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
産後ケア事業								
特別措置分(2)計								1/3
総合計								

- (記入上の注意)
- 特別措置分(2)類には、特別措置分のうち、1.地域子ども子育て支援事業等における事業継続支援事業(令和7年度補正予算分)について記入すること。
  - ⑤欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
  - ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
  - ⑦欄には、⑦欄の額を記入すること。
  - ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じれば、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
  - 特別措置分 小計1欄には、別表1(別業)の特別措置分(1)計、欄及び特別措置分(2)計、欄の額を合計した額を記入すること。
  - 総合計欄には、別表1(別業)の合計欄、別表1(別業)の特別措置分 小計1欄の額を合計した額を記入すること。

現行

別表2  
1. 利用者支援事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
基本型、特定型、子ども家庭センター型			
1. 基本型			
2. 特定型			
3. 子ども家庭センター型			
のうち、ア～オ十開設準備経費(④欄)			
のうち、カ			
小計(1～3)	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業型			
1. 妊婦等包括相談支援事業型			

(記入上の注意)  
1. ②、③欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)子ども家庭センター型」「(4)妊婦等包括相談支援事業型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

別表2

1. 利用者支援事業

改正後

別表2  
1. 利用者支援事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
基本型、特定型、子ども家庭センター型			
1. 基本型			
2. 特定型			
3. 子ども家庭センター型			
のうち、ア～オ十開設準備経費(④欄)			
のうち、カ			
小計(1～3)	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業型			
1. 妊婦等包括相談支援事業型			

(記入上の注意)  
1. ②、③欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)子ども家庭センター型」「(4)妊婦等包括相談支援事業型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="152 201 392 295">別表2 1. 利用者支援事業 (1)基本型</p> <div data-bbox="495 544 757 700" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 201 1355 295">別表2 1. 利用者支援事業 (1)基本型</p> <div data-bbox="1480 544 1742 700" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>

現行

(2) 特定型

実施案件	保育施設体制の確保のための実施計画の採択を要していること		0～5歳児人口		1000人以上											
実施内容	保育施設体制の確保のための実施計画の採択を要していること		0～5歳児人口		1000人以上											
地	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (1日あたり)	事業実施 日数 (1日あたり)	職員配属 補助職員 計	夜間・休日 加算	夜間・休日 休日	出張 支度	機能強 化の 取組	多言語対応 通訳の 配属	特別 対応 対応	特別 準備費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 金等額
1		②	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
2																
3																
4																
5																
計																

- (記入上の注意)
- ①②欄は、1万人単位(1万人未満切り上げ)により記入すること。(例:15000人の場合、「20000」を記入すること。)
  - ③欄は、指定有て実施施設(一般型)、指定有て実施施設(運動型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保育園(福祉センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、児童館)等、上記に記載した実施施設以外の公共施設をいふ。  
※公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいふ。
  - ④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
  - ⑤⑥欄は、月間(1月あたり)の事業実施月数、事業実施日数を記入すること。
  - ⑦⑧欄は、月間(1月あたり)の事業実施日数、事業実施日数を記入すること。
  - ⑨欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑩欄は、機能強化のための取組の取組を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑪欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑫欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑬欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑭欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑮欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑯欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑰欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。

改正後

(2) 特定型

実施案件	「保育施設体制の確保のための実施計画」の採択を要していること		0～5歳児人口		1000人以上											
実施内容	「保育施設体制の確保のための実施計画」の採択を要していること		0～5歳児人口		1000人以上											
地	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (1日あたり)	事業実施 日数 (1日あたり)	職員配属 補助職員 計	夜間・休日 加算	夜間・休日 休日	出張 支度	機能強 化の 取組	多言語対応 通訳の 配属	特別 対応 対応	特別 準備費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 金等額
1		②	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
2																
3																
4																
5																
計																

- (記入上の注意)
- ①欄は、1万人単位(1万人未満切り上げ)により記入すること。(例:15000人の場合、「20000」を記入すること。)
  - ②欄は、指定有て実施施設(一般型)、指定有て実施施設(運動型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保育園(福祉センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、児童館)等、上記に記載した実施施設以外の公共施設をいふ。  
※公共施設とは、上記に記載した実施施設以外の公共施設をいふ。
  - ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
  - ④欄は、月間(1月あたり)の事業実施月数、事業実施日数を記入すること。
  - ⑤欄は、月間(1月あたり)の事業実施日数、事業実施日数を記入すること。
  - ⑥欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑦欄は、機能強化のための取組の取組を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑧欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑨欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑩欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑪欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑫欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑬欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑭欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑮欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑯欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。
  - ⑰欄は、出張出張支援の費用を適用する場合には有/無を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="152 199 448 295">別表2 1. 利用者支援事業 (3)子ども家庭センター型</p> <div data-bbox="497 577 757 735" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 100px auto;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 199 1411 295">別表2 1. 利用者支援事業 (3)子ども家庭センター型</p> <div data-bbox="1478 577 1738 735" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 100px auto;">(略)</div>

(4) 妊婦等包括相談支援事業型

No.	名称	要件記号	委託有無	対象経費 の支出予 定額	国庫補助 基準額
1		①		③	④
2					⑤
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ①欄は、妊婦等包括相談支援事業を実施する機関名称を記載すること。
- ②欄は、交付要綱に記載の要件(1)、(2)、(3)のいずれかから選択すること。
- ③欄は、妊婦等包括相談支援事業を全部または一部を委託する場合に有、委託しない場合に無と記載する

現行

(4) 妊婦等包括相談支援事業型

No.	名称	要件記号	委託有無	対象経費 の支出予 定額	国庫補助 基準額
1		①		④	⑤
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ①欄は、妊婦等包括相談支援事業を実施する機関名称を記載すること。
- ②欄は、交付要綱に記載の要件(1)、(2)、(3)のいずれかから選択すること。
- ③欄は、妊婦等包括相談支援事業を全部または一部を委託する場合に「有」、委託しない場合に「無」と記載する。

改正後

別添2

2 延長授業事業

類型	小所数	児童数等の 支出予定額	国庫補助 金率
1 一般型(保育延長時間認定)	①	②	③
2 一般型(児童発達支援型)			
3 訪問型(保育延長時間認定)			
4 訪問型(児童発達支援型)			
記入上の注釈	0	0	0

記入上の注釈：(1)一般型(保育延長時間認定)；(2)一般型(保育発達支援型)；(3)訪問型(保育延長時間認定)；(4)訪問型(保育発達支援型)に該当する関係する各欄の金額を記載してください。

正計1表

現行

施設地区の名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長時間	平均対象 児童数	延長時間定 額児童数	児童数等の 支出予定額	国庫補助 金率
1			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
2			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
3			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
4			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
計			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後

記入上の注釈：  
1 ①欄は、事業実施施設において、「保育所」認定を有する「小規模A」/「小規模B」/「事業所内(20人以上)」「事業所外(19人以下)」「家庭的保育」のいずれかを記入してください。  
2 ②欄は、事業実施施設の種類は1月あたりの実施月数について「前」/「後」で入力してください。  
3 ③欄は、事業実施施設(1)～(4)に該当する関係する児童数を入力してください。対象児童数は、平均対象児童数の各施設を合計して入力してください。(例：前0.5 後0.5 各数1)  
4 ④欄は、各施設において実施する延長時間定額児童数を入力してください。(例：前10 後10)

正計1表

改正後

別添2

2 延長授業事業

類型	小所数	児童数等の 支出予定額	国庫補助 金率
1 一般型(保育延長時間認定)	①	②	③
2 一般型(児童発達支援型)			
3 訪問型(保育延長時間認定)			
4 訪問型(児童発達支援型)			
記入上の注釈	0	0	0

記入上の注釈：(1)一般型(保育延長時間認定)；(2)一般型(保育発達支援型)；(3)訪問型(保育延長時間認定)；(4)訪問型(保育発達支援型)に該当する関係する各欄の金額を記載してください。

施設地区の名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長時間	平均対象 児童数	延長時間定 額児童数	児童数等の 支出予定額	国庫補助 金率
1			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
2			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
3			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
4			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
計			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後

記入上の注釈：  
1 ①欄は、事業実施施設の種類について、「保育所」認定を有する「小規模A」/「小規模B」/「事業所内(20人以上)」「事業所外(19人以下)」「家庭的保育」のいずれかを記入してください。  
2 ②欄は、事業実施施設の種類は1月あたりの実施月数について「前」/「後」で入力してください。  
3 ③欄は、事業実施施設(1)～(4)に該当する関係する児童数を入力してください。対象児童数は、平均対象児童数の各施設を合計して入力してください。(例：前0.5 後0.5 各数1)  
4 ④欄は、各施設において実施する延長時間定額児童数を入力してください。  
5 ⑤欄は、各施設において実施する児童数を入力してください。(例：前10 後10)



改正後	現行
<p data-bbox="154 204 907 295">別表2 2. 延長保育事業 (3)訪問型(保育短時間認定)～(4)訪問型(保育標準時間認定)</p> <div data-bbox="512 531 768 691" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 100px auto;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 204 1870 295">別表2 2. 延長保育事業 (3)訪問型(保育短時間認定)～(4)訪問型(保育標準時間認定)</p> <div data-bbox="1505 531 1760 691" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 100px auto;">(略)</div>

改正後	現行
<p data-bbox="152 199 235 231">別表2</p> <ul data-bbox="152 231 672 295" style="list-style-type: none"><li data-bbox="152 231 616 263">3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業</li><li data-bbox="152 263 672 295">4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</li></ul> <div data-bbox="510 539 772 694" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: fit-content; margin: auto; padding: 10px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 199 1198 231">別表2</p> <ul data-bbox="1115 231 1635 295" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1115 231 1579 263">3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業</li><li data-bbox="1115 263 1635 295">4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</li></ul> <div data-bbox="1500 539 1762 694" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: fit-content; margin: auto; padding: 10px;">(略)</div>

改正後

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

I. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

II. 一般分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応 推進事業	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円
放課後児童クラブ利用調整支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

III. その他分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事 業	円	円
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000 円相当賃金改善)	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

現行

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

I. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

II. 一般分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応 推進事業	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円
放課後児童クラブ利用調整支援事業	円	円
災害時放課後児童クラブ利用料支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

III. その他分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事 業	円	円
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000 円相当賃金改善)	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。



改正後	現行
<p data-bbox="152 199 533 295">別表2 (1)放課後児童健全育成事業 (イ)開所日数200日～249日</p> <div data-bbox="510 536 775 695" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 199 1496 295">別表2 (1)放課後児童健全育成事業 (イ)開所日数200日～249日</p> <div data-bbox="1496 536 1760 695" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

別表2

## (2)放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	改修	事業内容					市町村計画等への記載の有無	対象経費の国庫補助額			
				備品購入等	開所準備経費	校内交流型の実施	防犯対策の実施	防犯対策の実施					
1				④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													
合計	か所												

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施している場所(例：小学校の余技教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に○を記入すること。
- ④欄は、当該放課後児童クラブが同一の小学校敷地内等で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施(予定を含む。)する場合に○を記入すること。
- ⑤欄は、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村計画等に「放課後児童クラブの受け皿整備」に関する内容が盛り込まれている場合に○を記入すること。

## 現行

別表2

## (2)放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	開所準備経費	事業内容					市町村計画等への記載の有無	対象経費の国庫補助額		
				校内交流型の実施	防犯対策の実施	防犯対策の実施	夏季休業期間中における分室の設置	分室を設けている場 合の分室数				
1			④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2												
3												
4												
5												
合計	か所											

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例：小学校の余技教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に○を記入すること。
- ④欄には、当該放課後児童クラブが同一の小学校敷地内等で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施(予定を含む。)する場合に○を記入すること。
- ⑤欄は、夏季休業期間中分室を設置して、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に○を記入すること。
- ⑥欄は、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村計画等に「放課後児童クラブの受け皿整備」に関する内容が盛り込まれている場合に○を記入すること。
- ⑦欄は、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村計画等に「放課後児童クラブの受け皿整備」に関する内容が盛り込まれている場合に○を記入すること。

## 改正後

別表2

## (2)放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	改修	事業内容					市町村計画等への記載の有無	対象経費の国庫補助額		
				備品購入等	開所準備経費	校内交流型の実施	防犯対策の実施	防犯対策の実施				
1				④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2												
3												
4												
5												
合計	か所											

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例：小学校の余技教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に○を記入すること。
- ④欄は、当該放課後児童クラブが同一の小学校敷地内等で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施(予定を含む。)する場合に○を記入すること。
- ⑤欄は、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村計画等に「放課後児童クラブの受け皿整備」に関する内容が盛り込まれている場合に○を記入すること。

## (4)放課後児童クラブ環境改善事業

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	開所準備経費	事業内容					市町村計画等への記載の有無	市町村対象経費の国庫補助額	
				校内交流型の実施	防犯対策の実施	防犯対策の実施	夏季休業期間中における分室の設置	分室を設けている場合の分室数			
1			④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2											
3											
4											
5											
合計	か所										

(記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例：小学校の余技教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に○を記入すること。
- ④欄は、当該放課後児童クラブが同一の小学校敷地内等で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施(予定を含む。)する場合に○を記入すること。
- ⑤欄には、夏季休業期間中分室を設置して、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に○を記入すること。
- ⑥欄は、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村計画等に「放課後児童クラブの受け皿整備」に関する内容が盛り込まれている場合に○を記入すること。

改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2)放課後子ども環境整備事業     (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業     (エ)倉庫設備整備事業</p> <div data-bbox="512 537 775 695" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 117px; height: 99px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2)放課後子ども環境整備事業     (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業     (エ)倉庫設備整備事業</p> <div data-bbox="1503 537 1765 695" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 117px; height: 99px; margin: 20px auto;">(略)</div>

改正後	現行
<p data-bbox="154 199 1115 295">別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業～(10)放課後児童クラブ利用調整支援事業</p> <div data-bbox="512 537 775 695" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 117px; height: 99px; margin: 200px auto;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 199 2080 295">別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業～(10)放課後児童クラブ利用調整支援事業</p> <div data-bbox="1503 537 1765 695" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 117px; height: 99px; margin: 200px auto;">(略)</div>

別表2

(11) 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	事業実施月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
①	② ヶ月	③ 円	④ 円
1			
2			
3			
4			
5			
合計( 所)			

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入す
- ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

現行

改正後

(削除)

別表2

## Ⅲ その他分

## (12) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

市町村名 \_\_\_\_\_

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所	か所
公立児童			0	
公立児童			0	
私立児童			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)

1. ①欄、④欄には、子ども子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。

## 現行

事業所名(クラブ名)	設置・運営主体	事業実施月数 7月	資金改善する従事者数		資金改善する給与項目					対象経費の 支出予定額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭		
			放課後児童支援員 施設長・主任 10年以上 経験年数0 年以上	その他 ⑩	基本給 ⑪	手当 ⑫	手当の内容 ⑬	賞与 ⑭	その他 ⑮			その他の内容 ⑯	
⑤	⑥	7月	人	人									
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合 計													

(記入上の注意)

1. ①欄は、支の単位ごとに併用すること。一つのクラブに複数の支の単位がある場合は「OOクラブA」「OOクラブB」等は区分けして記入すること。

2. ②欄は、支の単位ごとに併用すること。これを月単位で記載すること。

3. ⑩欄は1円未満の端数は切捨である。

## 改正後

別表2

## Ⅲ その他分

## (11) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

市町村名 \_\_\_\_\_

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所	か所
公立児童			0	
公立児童			0	
私立児童			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②欄、④欄には、子ども子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。

事業所名(クラブ名)	設置・運営主体	事業実施月数 7月	資金改善する従事者数		資金改善する給与項目					対象経費の 支出予定額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭		
			施設長・主任 10年以上 経験年数0 年以上	その他 ⑩	基本給 ⑪	手当 ⑫	手当の内容 ⑬	賞与 ⑭	その他 ⑮			その他の内容 ⑯	
⑤	⑥	7月	人	人									
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合 計													

(記入上の注意)

1. ⑤欄は、支の単位ごとに併用すること。一つのクラブに複数の支の単位がある場合は「OOクラブA」「OOクラブB」等は区分けして記入すること。

2. ⑦欄は、1月に実施しない場合は「0」を、これを月単位で記載すること。

3. ⑩欄は1円未満の端数は切捨である。

別表2  
Ⅲ. その他分

市町村名

(12) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額8,000円相当資金改善）

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立小菅	か所	か所	0	か所
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)  
1. ②欄には、子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

現行

事業所名（ラフ名）	設置 運営主体 ⑤	資金改善対象者数			事業実施月数 ⑩ ヶ月	放課後児童支援員等 処遇改善臨時特別事業 実施の有無 ⑪	対象児童の 支出予定額 ⑫ 円	国庫補助 基準額 ⑬ 円
		常勤職員 ⑦ 人	非常勤職員 ⑧ 人	計 ⑨（⑦+⑧） 人				
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
合計	か所							

(記入上の注意)  
2. ⑨欄は、支援の単位数に作成することとし、一つのラフ名複数の支援の単位数がある場合は「〇〇ラフA」「〇〇ラフB」等と区分して記入すること。  
3. ⑩欄は、事業実施の有無を「○」を記入すること。  
4. ⑪欄には、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額8,000円相当資金改善）を実施する実施月数を記入すること。  
5. ⑫欄には、保育士等処遇改善臨時特別交付金において放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（令和4年2月～9月実施分）を実施し、交付を受けている場合「○」を記入すること。

別表2

市町村名

Ⅲ. その他分

(12) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額8,000円相当資金改善）

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立小菅	か所	か所	0	か所
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)  
1. ②欄、④欄には、子ども、子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

改正後

事業所名（ラフ名）	設置・ 運営主体 ⑤	資金改善対象者数		事業実施月数 ⑩ ヶ月	放課後児童支援員等 処遇改善臨時特別事業 実施の有無 ⑪	対象児童の 支出予定額 ⑫ 円	国庫補助 基準額 ⑬ 円
		常勤職員 ⑦ 人	非常勤職員 ⑧ 人				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計	か所						

(記入上の注意)  
2. ⑨欄は、支援の単位数に作成することとし、一つのラフ名複数の支援の単位数がある場合は「〇〇ラフA」「〇〇ラフB」等と区分して記入すること。  
3. ⑩欄は、事業実施の有無を「○」を記入すること。  
4. ⑪欄には、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額8,000円相当資金改善）を実施する実施月数を記入すること。  
5. ⑫欄には、保育士等処遇改善臨時特別交付金において放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（令和4年2月～9月実施分）を実施し、交付を受けている場合「○」を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="154 199 235 231">別表2</p> <p data-bbox="154 231 824 263">6. 子育て短期支援事業～13. 地域子育て支援拠点事業</p> <div data-bbox="512 539 775 695" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 199 1196 231">別表2</p> <p data-bbox="1115 231 1966 263">3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業～13. 地域子育て支援拠点事業</p> <div data-bbox="1503 539 1765 695" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

現行

別表2

14.一時預かり事業

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1.一般型(一般分)	①	②	③
2.一般型(その他分)			
3.幼稚園型 I			
4.幼稚園型 II			
5.余裕活用型			
6.居宅訪問型			
7.災害特例型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

記入上の注意) 1.②③欄には、(1)一般型(一般分)「(1)一般型(その他分)」(2)幼稚園型 I「(3)幼稚園型 II」「(4)余裕活用型」「(5)居宅訪問型」「(6)災害特例型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

改正後

別表2

14.一時預かり事業

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1.一般型(一般分)	①	②	③
2.一般型(その他分)			
3.幼稚園型 I			
4.幼稚園型 II			
5.余裕活用型			
6.居宅訪問型			
7.災害特例型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

0歳 人口	年間延べ利用 児童数
④	⑤
0	0

(記入上の注意)

- ③欄には、(1)一般型(一般分)「(1)一般型(その他分)」(2)幼稚園型 I「(3)幼稚園型 II」「(4)余裕活用型」「(5)居宅訪問型」「(6)災害特例型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。
- ③欄の2、5、一般型(その他分)について、⑤のみを超過する市町村は、市面はおたのみの基本分に係る国庫補助基準額を次の算出式(※)により算出した後、基本分を除くその他の加算及び控除に係る国庫補助基準額を  

$$\text{合計(上欄を代入すること)}$$

$$\text{×(1+0.05)} \times \text{人口(総務省「令和2年国勢調査」の値を代入すること)}$$

$$\text{×(1+0.05)} \times \text{0.75}$$
 の結果を算入すること。
- ④欄には、市内の0~5歳人口(総務省「令和2年国勢調査」の値を代入すること)。
- ⑤欄には、市内全事業所の合計年間延べ利用児童数(一般型対象児童(才~エを除く))を記入すること。

現行

(1)一類型(一般分)

Table with columns for No., Name, Facility, Designated Body, Staff, Business Hours, and Utilization of Children (Total, Special, etc.).

Table for '利用児童児童数(年間延べ人数)' with columns for No., Child Name, Birthdate, Sex, Address, and various utilization categories like '保育士', '家庭的保育者', etc.

- List of 18 explanatory notes (記入上の注意) regarding the data entry rules for the current system.

改正後

(1)一類型(一般分)

Table with columns for No., Name, Facility, Designated Body, Staff, Business Hours, and Utilization of Children (Total, Special, etc.).

Table for '利用児童児童数(年間延べ人数)' with columns for No., Child Name, Birthdate, Sex, Address, and various utilization categories like '保育士', '家庭的保育者', etc.

- List of 16 explanatory notes (記入上の注意) regarding the data entry rules for the revised system.

改正後	現行
<p data-bbox="152 201 638 295">別表2 14. 一時預かり事業 (1)一般型(その他分)～(5)居宅訪問型</p> <div data-bbox="519 531 784 691" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 201 1601 295">別表2 14. 一時預かり事業 (1)一般型(その他分)～(5)居宅訪問型</p> <div data-bbox="1512 531 1776 691" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>

(6) 災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数 (月単位の延べ人数) <small>在籍する特定障害・療育施設とは別の特定教育・療育施設等を利用する各施設別</small>			対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額			
				1号認定	2号認定	3号認定					
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
2											
3											
4											
5											
計											

(記入上の注意)

- ①欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ②欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)  
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入
- 児童福祉法第18条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

現行

(6) 災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数 (月単位の延べ人数) <small>在籍する特定教育・療育施設等とは別の特定教育・療育施設等を利用する各施設別</small>			対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額		
				1号認定	2号認定	3号認定				
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2										
3										
4										
5										
計										

(記入上の注意)

- ①欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ②欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)  
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入
- 児童福祉法第21条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

改正後

改正後

現行

別表2

15. 病児保育事業

Table with 4 columns: 種類, か所数, 対象経費の支出予定額, 国庫補助基準額. Includes categories like 特定分, 1. 病児対応型, 2. 病後児対応型, etc.

(記入上の注意)
①②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 病児対応型

① 特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

Table with 17 columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 利用定員, 利用料金(1日当たり), 事業実施月数, 利用開始年月, うち、送迎対応児(訪問型)人数, 送迎対応児(訪問型)人数, 送迎対応児(訪問型)人数, 研修参加見込職員数, 普及定着促進費(研修費等), 改善分の有無, 改善分の有無.

Table with 10 columns: No, フォルダプログラムの実施年数, 年間キャンセル回数, 感染症対応に係る保育士加配人数, 年間開所日数, 対象経費の支出予定額, うち特定分(基本分・加算分), うち一般分(改善分), 国庫補助基準額, うち特定分(基本分・加算分), うち一般分(改善分).

- (記入上の注意)
1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第43条の16の規定に基づき開出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当たり1名以上の利用定員数を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
6. ⑦欄は、送迎対応を行う場合「有」と記入すること。
7. ⑧欄は、送迎の際に使用する職員配置に必要な費用について、「着脱費等雇上費」を申請する場合「有」を記入すること。
8. ⑨欄は、タクシー・利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎費」を申請する場合「有」を記入すること。
9. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、看護補助、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
10. ⑪欄は、送迎方法として、タクシー・自動車の他「その他( )」のいずれかを記入すること。その他の場合は「」内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑫欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること)。
12. ⑬欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄「有」を記入すること。
13. ⑭欄は、児童のいない日数において、地域の保育所等への連絡確保や前倒支援を実施する。
「利用期間の延長(延長期間)を要しない利用者の受け入れを行い、他の利用者に保育費を支払う等である。ICTを導入している。
ア ICTの活用等により域内の病児保育施設の定き状況を見える化している。
イ 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
ウ 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
エ 病児保育施設が域内に1か所しかないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
14. ⑮欄は、当日キャンセルにより配属職員に余裕が生じた場合を記入すること。
15. ⑯欄は、種類異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる場合において、隔離等の感染防止対応を行う保育士加配に係る経費を記入すること。
16. ⑰欄は、種類異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる場合において、隔離等の感染防止対応を行うための保育士加配をこなう日数を記載すること。
17. ⑱欄は、⑱欄のうち特定分(基本分・加算分)と同額を記入すること。ただし、その欄が⑱欄の対象経費の支出予定額を超える場合又は改善分の減算を適用している場合は、⑱欄と同額を記入すること。
18. ⑲欄は、⑲欄が「有」となる場合は、⑲欄の対象経費の支出予定額(うち特定分(基本分・加算分))を除いた額を記入すること。
19. ⑳欄は、別表の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
20. ㉑欄は、別表の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
21. ㉒欄は、別表の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
22. ㉓欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別表の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

② 低所得者減免加算

Table with 6 columns: No, 名称, 減免加算適用(生活保護)証へ人数, うち、市町村社会福祉課等によって、生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護の受給者である等、特に困難している利用者が多い等の利用証へ人数, 減免加算適用(伊勢町)証へ人数, 対象経費の支出予定額, 国庫補助基準額.

別表2

15. 病児保育事業

Table with 4 columns: 種類, か所数, 対象経費の支出予定額, 国庫補助基準額. Includes categories like 特定分, 1. 病児対応型, 2. 病後児対応型, etc.

(記入上の注意)
①②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 病児対応型

① 特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

Table with 17 columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 利用定員, 利用料金(1日当たり), 事業実施月数, 利用開始年月, うち、送迎対応児(訪問型)人数, 送迎対応児(訪問型)人数, 送迎対応児(訪問型)人数, 研修参加見込職員数, 普及定着促進費(研修費等), 改善分の有無, 改善分の有無.

Table with 10 columns: No, フォルダプログラムの実施年数, 年間キャンセル回数, 感染症対応に係る保育士加配人数, 年間開所日数, 対象経費の支出予定額, うち特定分(基本分・加算分), うち一般分(改善分), 国庫補助基準額, うち特定分(基本分・加算分), うち一般分(改善分).

- (記入上の注意)
1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第43条の16の規定に基づき開出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当たり1名以上の利用定員数を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
6. ⑦欄は、送迎対応を行う場合「有」を記入すること。
7. ⑧欄は、送迎の際に使用する職員配置に必要な費用について、「着脱費等雇上費」を申請する場合「有」を記入すること。
8. ⑨欄は、タクシー・利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎費」を申請する場合「有」を記入すること。
9. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、看護補助、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
10. ⑪欄は、送迎方法として、タクシー・自動車の他「その他( )」のいずれかを記入すること。その他の場合は「」内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑫欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること)。
12. ⑬欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄「有」を記入すること。
13. ⑭欄は、児童のいない日数において、地域の保育所等への連絡確保や前倒支援を実施する。
「利用期間の延長(延長期間)を要しない利用者の受け入れを行い、他の利用者に保育費を支払う等である。ICTを導入している。
ア ICTの活用等により域内の病児保育施設の定き状況を見える化している。
イ 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
ウ 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
エ 病児保育施設が域内に1か所しかないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
14. ⑮欄は、当日キャンセルにより配属職員に余裕が生じた場合を記入すること。
15. ⑯欄は、種類異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる場合において、隔離等の感染防止対応を行う保育士加配に係る経費を記入すること。
16. ⑰欄は、種類異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる場合において、隔離等の感染防止対応を行うための保育士加配をこなう日数を記載すること。
17. ⑱欄は、⑱欄のうち特定分(基本分・加算分)と同額を記入すること。ただし、その欄が⑱欄の対象経費の支出予定額を超える場合又は改善分の減算を適用している場合は、⑱欄と同額を記入すること。
18. ⑲欄は、⑲欄が「有」となる場合は、⑲欄の対象経費の支出予定額(うち特定分(基本分・加算分))を除いた額を記入すること。
19. ⑳欄は、別表の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
20. ㉑欄は、別表の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
21. ㉒欄は、別表の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
22. ㉓欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別表の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

② 低所得者減免加算

Table with 6 columns: No, 名称, 減免加算適用(生活保護)証へ人数, うち、市町村社会福祉課等によって、生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護の受給者である等、特に困難している利用者が多い等の利用証へ人数, 減免加算適用(伊勢町)証へ人数, 対象経費の支出予定額, 国庫補助基準額.

改正後

(2) 病後見対応型

① 特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

Table with 17 columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 利用員数, 利用料金(1日当たり), 事業実施月数, 利用者数(延べ人数), 感染症予防対策(実施人数), 送迎対応, 看護等雇上費, 送迎経費, 送迎方法(回数), 送迎方法, 研修参加員数, 普及定置促進費(礼金及び賞状), 改善分の減算の有無

Table with 10 columns: No, 当日キャンセル対応加算(キャンセル率), 感染症対応に係る保育士加算(保育士の経費), 感染症対応に係る保育士加算(保育士の経費), 年間研修日数, 対象経費の支出予定額, うち特定分(基本分・加算分), うち一般分(改善分), 国庫補助基準額, うち特定分(基本分・加算分), うち一般分(改善分)

(記入上の注意)

- 1. ②欄は、病院、診療所、保育所、福祉施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用員数を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中開始の場合は1月中開始の部分については切り捨てた値を記入すること。
6. ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
7. ⑧欄は、送迎の際に使用する職員費用(必要となる費用)について、「看護等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
8. ⑨欄は、タクシー・利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
9. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護士(看護員、看護補助、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同席する人数を記入すること。
10. ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自乗車の運転が、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑫欄は、研修参加費用を向上する研修参加員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。)。
12. ⑬欄は、普及定置促進費におけるそれぞれその事情を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. ⑭欄は、記入のない日数において、当該の保育所への研修員の出欠を把握できない。
14. ⑮欄は、当日キャンセルに対する入休体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
15. ⑯欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記アンケート等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
ア. 予約の両用等により複数の児童発達支援センターを併用している。
イ. 予約システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
ウ. 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
エ. 感染症発生が確認された場合、利用者の人数が事前に予約を行うことは想定されない。
16. ⑰欄は、当日キャンセルにより配置職員に余力が生じた回数を記入すること。
17. ⑱欄は、種類の異なる感染症(罹患した児童を同一利用期間中に複数検出する場合において、当該等の感染防止対応を行う保育士加算に係る経費を記入すること。
18. ⑲欄は、種類の異なる感染症(罹患した児童を同一利用期間中に複数検出する場合において、当該等の感染防止対応を行うための保育士加算を記入すること。
19. ⑳欄は、⑲欄のうち特定分(基本分・加算分)と同額を記入すること。ただし、その額が㉑欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合は改善分の減算を適用し、⑲欄と同額を記入すること。
20. ㉑欄は、⑲欄のうち特定分(基本分・加算分)と同額を記入すること。ただし、その額が㉒欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合は改善分の減算を適用し、⑲欄と同額を記入すること。
21. ㉒欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分)を記入すること。
22. ㉓欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

② 低所得者減免加算

Table with 6 columns: No, 名称, 減免加算適用(生活保護)延べ人数, 減免加算適用(生活保護)延べ人数, 減免加算適用(生活保護)延べ人数, 対象経費の支出予定額, 国庫補助基準額

現行

(2) 病後見対応型

① 特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

Table with 17 columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 利用員数, 利用料金(1日当たり), 事業実施月数, 利用者数(延べ人数), 感染症予防対策(実施人数), 送迎対応, 看護等雇上費, 送迎経費, 送迎方法(回数), 送迎方法, 研修参加員数, 普及定置促進費(礼金及び賞状), 改善分の減算の有無

Table with 10 columns: No, 当日キャンセル対応加算(キャンセル率), 感染症対応に係る保育士加算(保育士の経費), 感染症対応に係る保育士加算(保育士の経費), 年間研修日数, 対象経費の支出予定額, うち特定分(基本分・加算分), うち一般分(改善分), 国庫補助基準額, うち特定分(基本分・加算分), うち一般分(改善分)

(記入上の注意)

- 1. ②欄は、病院、診療所、保育所、福祉施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用員数を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中開始の場合は1月中開始の部分については切り捨てた値を記入すること。
6. ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
7. ⑧欄は、送迎の際に使用する職員費用(必要となる費用)について、「看護等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
8. ⑨欄は、タクシー・利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
9. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護士(看護員、看護補助、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同席する人数を記入すること。
10. ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自乗車の運転が、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑫欄は、研修参加費用を向上する研修参加員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。)。
12. ⑬欄は、普及定置促進費におけるそれぞれその事情を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. ⑭欄は、記入のない日数において、当該の保育所への研修員の出欠を把握できない。
14. ⑮欄は、当日キャンセルに対する入休体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
15. ⑯欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記アンケート等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
ア. 予約の両用等により複数の児童発達支援センターを併用している。
イ. 予約システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
ウ. 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
エ. 感染症発生が確認された場合、利用者の人数が事前に予約を行うことは想定されない。
16. ⑰欄は、当日キャンセルにより配置職員に余力が生じた回数を記入すること。
17. ⑱欄は、種類の異なる感染症(罹患した児童を同一利用期間中に複数検出する場合において、当該等の感染防止対応を行う保育士加算に係る経費を記入すること。
18. ⑲欄は、種類の異なる感染症(罹患した児童を同一利用期間中に複数検出する場合において、当該等の感染防止対応を行うための保育士加算を記入すること。
19. ⑳欄は、⑲欄のうち特定分(基本分・加算分)と同額を記入すること。ただし、その額が㉑欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合は改善分の減算を適用し、⑲欄と同額を記入すること。
20. ㉑欄は、⑲欄のうち特定分(基本分・加算分)と同額を記入すること。ただし、その額が㉒欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合は改善分の減算を適用し、⑲欄と同額を記入すること。
21. ㉒欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分)を記入すること。
22. ㉓欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

② 低所得者減免加算

Table with 6 columns: No, 名称, 減免加算適用(生活保護)延べ人数, 減免加算適用(生活保護)延べ人数, 減免加算適用(生活保護)延べ人数, 対象経費の支出予定額, 国庫補助基準額

改正後	現行
<p data-bbox="154 199 716 295">別表2 15. 病児保育事業 (3)体調不良児対応型～(4)非施設型(訪問型)</p> <div data-bbox="512 608 772 764" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 199 1680 295">別表2 15. 病児保育事業 (3)体調不良児対応型～(4)非施設型(訪問型)</p> <div data-bbox="1496 608 1756 764" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">(略)</div>

改正後	現行
<p data-bbox="152 199 1115 263">別表2 16. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <div data-bbox="495 603 754 761" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 200px auto;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 199 2078 263">別表2 16. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <div data-bbox="1473 603 1720 761" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 200px auto;">(略)</div>



別表2

市町村名

18 乳原等通園支援事業(子ども館でも)通園制度)

令和7年4月1日時点の人口 ① 人

	個所数(配置人数)	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
	②	③ 円	④ 円
乳原等通園支援			
指導監督員			
賃借料補助			
合計		0	0

改正後

(削除)

現行

別表2

1. 地域子ども子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和6年度補正予算分)

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入			
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

- ①、②、③欄には、(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化[(3)通訳や翻訳のための機器の導入における対応する欄の計欄の金額を記入する
- ②、③欄は、実施が所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

(削除)

現行

(新規)

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業

市町村名

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入			
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

- ① ② ③欄には、(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化、(3)通訳や翻訳のための機器の導入における対応する欄の計画の金額を記入す
- ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）

（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の支出予定額	②	国庫補助基準額	③
				円		円
利用者支援事業	か所					
放課後児童健全育成事業	支援の単位					
子育て短期支援事業	か所					
乳児家庭全戸訪問事業	市町村					
養育支援訪問事業	市町村					
子育て世帯訪問支援事業	か所					
児童育成支援拠点事業	か所					
親子関係形成支援事業	市町村					
地域子育て支援拠点事業	か所					
子育て援助活動支援事業	市町村					
産後ケア事業	か所					
会社						

（記入上の注意）

1. ②欄は、（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。

2. ③欄は、業務が所管ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

改正後

（削除）

現行

(新規)

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業  
\_\_\_\_\_(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、\_\_\_\_\_(2) 研修のオンライン化

市町村名 \_\_\_\_\_

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額 ① 円	国庫補助基準額 ② 円	③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て性別訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
産後ケア事業	か所			
会社				

- (記入上の注意)
- ②欄は、(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。
  - ③欄は、業所か所等、この国庫補助基準額の合計額を料上すること。

別表2

1 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）  
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の支出予定額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳母家庭を戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
産後ケア事業	か所			
会社				

〔記入上の注意〕

1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実数が入ることの国庫補助基準額の合計欄を記入すること。

現行

改正後

(削除)

現行

(新規)

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業

(3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の支出予定額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
産後ケア事業	か所			
合計				

(記入上の注意)

1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。

2. ③欄は、業種が所帯ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額 ①	②	国庫補助基準額 ③
利用者支援事業	か所		円	円
延長保育事業	か所			
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定子ども園特別支援教育・保育施設に限る）	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
一時預かり事業	か所			
病児保育事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
産後ケア事業	か所			
乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）	か所			
合計				

（記入上の注意）  
1. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
利用者支援事業	か所		円	円
延長保育事業	か所			
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定子ども園特別支援教育・保育施設に限る）	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
一時預かり事業	か所			
病児保育事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
産後ケア事業	か所			
乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度） <span style="color: red;">（令和7年度事業に限る）</span>	か所			
合計				

改正後

（記入上の注意）  
1. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。



改正後

(削除)

現行

別表1(別業)

第一業名	総事業数	売上等そのほかの収入額	差引額	対気候変動支出額	国庫補助 実質額	運営額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引 過不足額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪(⑩-⑧) 円
IV(特別措置外)(1)											
気候変動関連事業											
気候変動関連事業											
子会社等関連事業											
引当金等別当事業											
事業支援別当事業											
子会社等支援別当事業											
児童等支援別当事業											
親子関係形成支援別当事業											
地域子育て支援拠点事業											
子育て補助活動支援別当事業											
産後ケア事業											
特別措置外(2)計								1/3			

【記入上の注意】  
 1. 特別措置外(1)業には、特別措置外のうち、1.地域子育て、子育て支援事業(令和6年度措置)等別当について記入すること。  
 2. 5.6.業には、交付要領の別添の第3欄に示す金額を記入すること。  
 3. 5.6.業には、5.6.業及び5.6.業に別添の別添に、最も少ない額を記入すること。  
 4. 7.業には、5.6.業の額を記入すること。  
 5. 8.業には、5.6.業の額を1/3を乗じて算出した額を記入すること。

現行

(新規)

改正後

別表1(別業)

事業名	総事業額 ① 円	交付金その他 の取入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 差支出額 ④ 円	国庫補助 基本額 ⑤ 円	運営額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 取入済額 ⑩ 円	差引 額不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
IV 特別措置分(1)											
1. 児童福祉施設等整備事業											
2. 児童福祉施設等整備事業											
3. 児童福祉施設等整備事業											
4. 児童福祉施設等整備事業											
5. 児童福祉施設等整備事業											
6. 児童福祉施設等整備事業											
7. 児童福祉施設等整備事業											
8. 児童福祉施設等整備事業											
9. 児童福祉施設等整備事業											
10. 児童福祉施設等整備事業											
11. 児童福祉施設等整備事業											
12. 児童福祉施設等整備事業											
13. 児童福祉施設等整備事業											
14. 児童福祉施設等整備事業											
15. 児童福祉施設等整備事業											
16. 児童福祉施設等整備事業											
17. 児童福祉施設等整備事業											
18. 児童福祉施設等整備事業											
19. 児童福祉施設等整備事業											
20. 児童福祉施設等整備事業											
21. 児童福祉施設等整備事業											
22. 児童福祉施設等整備事業											
23. 児童福祉施設等整備事業											
24. 児童福祉施設等整備事業											
25. 児童福祉施設等整備事業											
26. 児童福祉施設等整備事業											
27. 児童福祉施設等整備事業											
28. 児童福祉施設等整備事業											
29. 児童福祉施設等整備事業											
30. 児童福祉施設等整備事業											
31. 児童福祉施設等整備事業											
32. 児童福祉施設等整備事業											
33. 児童福祉施設等整備事業											
34. 児童福祉施設等整備事業											
35. 児童福祉施設等整備事業											
36. 児童福祉施設等整備事業											
37. 児童福祉施設等整備事業											
38. 児童福祉施設等整備事業											
39. 児童福祉施設等整備事業											
40. 児童福祉施設等整備事業											
41. 児童福祉施設等整備事業											
42. 児童福祉施設等整備事業											
43. 児童福祉施設等整備事業											
44. 児童福祉施設等整備事業											
45. 児童福祉施設等整備事業											
46. 児童福祉施設等整備事業											
47. 児童福祉施設等整備事業											
48. 児童福祉施設等整備事業											
49. 児童福祉施設等整備事業											
50. 児童福祉施設等整備事業											
51. 児童福祉施設等整備事業											
52. 児童福祉施設等整備事業											
53. 児童福祉施設等整備事業											
54. 児童福祉施設等整備事業											
55. 児童福祉施設等整備事業											
56. 児童福祉施設等整備事業											
57. 児童福祉施設等整備事業											
58. 児童福祉施設等整備事業											
59. 児童福祉施設等整備事業											
60. 児童福祉施設等整備事業											
61. 児童福祉施設等整備事業											
62. 児童福祉施設等整備事業											
63. 児童福祉施設等整備事業											
64. 児童福祉施設等整備事業											
65. 児童福祉施設等整備事業											
66. 児童福祉施設等整備事業											
67. 児童福祉施設等整備事業											
68. 児童福祉施設等整備事業											
69. 児童福祉施設等整備事業											
70. 児童福祉施設等整備事業											
71. 児童福祉施設等整備事業											
72. 児童福祉施設等整備事業											
73. 児童福祉施設等整備事業											
74. 児童福祉施設等整備事業											
75. 児童福祉施設等整備事業											
76. 児童福祉施設等整備事業											
77. 児童福祉施設等整備事業											
78. 児童福祉施設等整備事業											
79. 児童福祉施設等整備事業											
80. 児童福祉施設等整備事業											
81. 児童福祉施設等整備事業											
82. 児童福祉施設等整備事業											
83. 児童福祉施設等整備事業											
84. 児童福祉施設等整備事業											
85. 児童福祉施設等整備事業											
86. 児童福祉施設等整備事業											
87. 児童福祉施設等整備事業											
88. 児童福祉施設等整備事業											
89. 児童福祉施設等整備事業											
90. 児童福祉施設等整備事業											
91. 児童福祉施設等整備事業											
92. 児童福祉施設等整備事業											
93. 児童福祉施設等整備事業											
94. 児童福祉施設等整備事業											
95. 児童福祉施設等整備事業											
96. 児童福祉施設等整備事業											
97. 児童福祉施設等整備事業											
98. 児童福祉施設等整備事業											
99. 児童福祉施設等整備事業											
100. 児童福祉施設等整備事業											

1. 取組内容(1)表には、特別措置分(1)表、1. 地域子ども子育て支援事業における(1)表(児童福祉施設等整備事業)について記入すること。  
 2. 取組内容(1)表には、交付要綱の別添の取組内容(1)表(児童福祉施設等整備事業)に記入すること。  
 3. 取組内容(1)表には、交付要綱(5)欄(2)表(1)表(児童福祉施設等整備事業)に記入すること。  
 4. 7. 取組内容(1)表には、6. 取組内容(1)表(児童福祉施設等整備事業)に記入すること。  
 5. 取組内容(1)表には、7. 取組内容(1)表(児童福祉施設等整備事業)に記入すること。



改正後

現行

別表2

1. 利用者支援事業

(略)

別表2

1. 利用者支援事業

(略)

改正後	現行
<p data-bbox="152 201 392 295">別表2 1. 利用者支援事業 (1)基本型</p> <div data-bbox="501 563 757 722" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 201 1355 295">別表2 1. 利用者支援事業 (1)基本型</p> <div data-bbox="1424 555 1686 715" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

現行

(2) 特定型

実施条件 「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けていること

0～5歳児人口  
0152～0606の各年の01月1日現在のうち、最も多い年の①

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (運あたり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員配置		夜間・休日 加算		出張相 談 支援 取組	機能発 達 のための 通訳の配 置	多言語対応 対応の 準備	特別 相談 対応	開設準備 経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 費率額
							主任職員 補助職員	計	夜間	休日							
1		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

(記入上の注意)

- ①欄は、1万人単位(1万人未満の切り上げ)により記入すること。(例:15000人の場合、「15000」と記入すること。)
- ②欄は、地域子育て支援拠点(一拠点型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保育園(福祉)センター、公民館、市役所、市役場、村役場、空き店舗、ビル、アパート、マンション、民家、商業施設、専用施設、公民館施設(公民館)から該当するものを選択すること。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ⑤欄は、1月に満たない月数を生じた場合は、これを1月として記入すること。
- ⑥欄は、出張相談支援の備用を認める場合は「有」を記入すること。
- ⑦欄は、出張相談支援の備用を認める場合は「有」を記入すること。
- ⑧欄は、多言語対応について実施した場合は該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑨欄は、配置が必要な子育て支援等への支援を実施した場合に「有」を記入すること。
- ⑩欄は、開設準備経費の備用を認める場合に「有」を記入すること。

改正後

(2) 特定型

実施条件 「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けていること

0～5歳児人口  
0152～0606の各年の01月1日現在のうち、最も多い年の①

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (運あたり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置		夜間・休日 加算		出張相 談 支援 取組	機能発 達 のための 通訳の配 置	多言語対応 対応の 準備	特別 相談 対応	開設準備 経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 費率額
							主任職員 補助職員	計	夜間	休日							
1		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

(記入上の注意)

- ①欄は、1万人単位(1万人未満の切り上げ)により記入すること。(例:15000人の場合、「15000」と記入すること。)
- ②欄は、地域子育て支援拠点(一拠点型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保育園(福祉)センター、公民館、市役所、市役場、村役場、空き店舗、ビル、アパート、マンション、民家、商業施設、専用施設、公民館施設(公民館)から該当するものを選択すること。  
※公民館施設とは、上記に記載した施設以外の公民館施設をいう。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ④欄は、1月に満たない月数を生じた場合は、これを1月として記入すること。
- ⑤欄は、出張相談支援の備用を認める場合は「有」を記入すること。
- ⑥欄は、出張相談支援の備用を認める場合は「有」を記入すること。
- ⑦欄は、多言語対応について実施した場合は該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、配置が必要な子育て支援等への支援を実施した場合に「有」を記入すること。
- ⑨欄は、開設準備経費の備用を認める場合に「有」を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="152 201 448 295">別表2 1. 利用者支援事業 (3)子ども家庭センター型</p> <div data-bbox="521 619 786 778" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 201 1411 295">別表2 1. 利用者支援事業 (3)子ども家庭センター型</p> <div data-bbox="1489 606 1753 766" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>

(4) 妊婦等包括相談支援事業型

No.	名称	要件記号	委託有無	対象経費 の実支出 額	国庫補助 基準額
1		①	②	③	④
2					⑤
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ①欄は、妊婦等包括相談支援事業を実施する機関名称を記載すること。
- ②欄は、交付要綱に記載の要件(1)、(2)、(3)のいずれかから選択すること。
- ③欄は、妊婦等包括相談支援事業を全部または一部を委託する場合に有、委託しない場合に無と記載。

現行

改正後

(4) 妊婦等包括相談支援事業型

No.	名称	要件記号	委託有無	対象経費 の実支出 額	国庫補助 基準額
1		①	②	③	④
2					⑤
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ①欄は、妊婦等包括相談支援事業を実施する機関名称を記載すること。
- ②欄は、交付要綱に記載の要件(1)、(2)、(3)のいずれかから選択すること。
- ③欄は、妊婦等包括相談支援事業を全部または一部を委託する場合に「有」、委託しない場合に「無」と記載す

別添2

2. 延長保育事業

類型	か所数	対象児童の 実数	児童補助 費率
1. 二級型(保育延長時間型)	(1)		(3)
2. 一級型(保育延長時間型)			
3. 加配型(保育延長時間型)			
4. 加配型(保育延長時間型)			
合計	0	0	0

記入上の注意 (1)一級型(保育延長時間型) (2)一級型(保育延長時間型) (3)加配型(保育延長時間型) (4)加配型(保育延長時間型) における別添2の計欄の金額を記入すること。

(1)一級型(保育延長時間型)

施設 名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長時間	平均対象 児童数	児童補助 費率	児童補助 費率
1	①	②	③ 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後	④ 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後	⑤ 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後	⑥ 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後
2						
3						
4						
計						

記入上の注意

1. 二級型は、実施施設の名称において「保育所」が記載されている場合は「保育所内(8人以下)」「児童発達保育」のみを記入すること。
2. 一級型は、実施施設の名称が1月未満の部分については「加配」で記入すること。
3. 加配型は、実施施設(1)～(4)に属する延長時間型を記入すること。延長時間に数値が生じる場合は、平均対象児童数が行える以上の時間の場合に「各算」欄に記入すること。(例)前0.5 後0.5 各算1)
4. 加配型は、各算欄において「前」または「後」で記入すること。
5. 加配型は、各算欄において「前」または「後」で記入すること。

児童数

現行

別添2

2. 延長保育事業

類型	か所数	対象児童の 実数	児童補助 費率
1. 二級型(保育延長時間型)	(1)		(3)
2. 一級型(保育延長時間型)			
3. 加配型(保育延長時間型)			
4. 加配型(保育延長時間型)			
合計	0	0	0

記入上の注意 (1)一級型(保育延長時間型) (2)一級型(保育延長時間型) (3)加配型(保育延長時間型) (4)加配型(保育延長時間型) における別添2の計欄の金額を記入すること。

(1)一級型(保育延長時間型)

施設 名称	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長時間	平均対象 児童数	児童補助 費率	児童補助 費率
1	①	②	③ 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後	④ 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後	⑤ 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後	⑥ 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後
2						
3						
4						
計						

記入上の注意

1. 二級型は、実施施設の名称において「保育所」が記載されている場合は「保育所内(8人以下)」「児童発達保育」のみを記入すること。
2. 一級型は、実施施設の名称が1月未満の部分については「加配」で記入すること。
3. 加配型は、実施施設(1)～(4)に属する延長時間型を記入すること。延長時間に数値が生じる場合は、平均対象児童数が行える以上の時間の場合に「各算」欄に記入すること。(例)前0.5 後0.5 各算1)
4. 加配型は、各算欄において「前」または「後」で記入すること。
5. 加配型は、各算欄において「前」または「後」で記入すること。

改正後

児童数

現行

(2)一般型(保育標準時間設定)

№	実施施設の名 称	実施施設 の類型	事業実施 月数	自由 時間等	延長時間			夜間保育 所	平均対象児童 数	改善基準 改善加算	対象保育の 実支出額	国庫補助 基準額
					5 ～22時まで	6 22時以降	7 22時以降					
1			3	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
2			2	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
3			3	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
4			3	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
計												

- (記入上の注意)
- ①欄は、実施施設の名前について「実施所・施設」とし欄外「増設」の欄に「事業所内(0人以下)」「事業所外(0人以上)」「事業所内(0人以上)」「事業所外(0人以上)」のいずれかを記入すること。
  - ②欄は、保育施設の種類は「月曜日の別」については別添付表に記載すること。
  - ③欄は、「自由時間等」以外の「ゆめ」を記入すること。
  - ④欄は、延長時間⑤に「延長時間」を記入すること。
  - ⑤欄は、延長時間⑥に「延長時間」を記入すること。
  - ⑥欄は、延長時間⑦に「延長時間」を記入すること。
  - ⑧欄は、夜間保育所について「平均対象児童数」を記入すること。
  - ⑨欄は、改善基準について「平均対象児童数」を記入すること。
  - ⑩欄は、対象保育の実支出額について「平均対象児童数」を記入すること。
  - ⑪欄は、国庫補助基準額について「平均対象児童数」を記入すること。

改正後

(2)一般型(保育標準時間設定)

№	実施施設の名 称	事業実施 月数	自由 時間等	延長時間			夜間保育 所	平均対象児童 数	改善基準 改善加算	対象保育の 実支出額	国庫補助 基準額
				5 ～22時まで	6 22時以降	7 22時以降					
1		3	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
2		2	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
3		3	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
4		3	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
計											

- (記入上の注意)
- ①欄は、実施施設の名前について「実施所・施設」とし欄外「増設」の欄に「事業所内(0人以下)」「事業所外(0人以上)」「事業所内(0人以上)」「事業所外(0人以上)」のいずれかを記入すること。
  - ②欄は、保育施設の種類は「月曜日の別」については別添付表に記載すること。
  - ③欄は、「自由時間等」以外の「ゆめ」を記入すること。
  - ④欄は、延長時間⑤に「延長時間」を記入すること。
  - ⑤欄は、延長時間⑥に「延長時間」を記入すること。
  - ⑥欄は、延長時間⑦に「延長時間」を記入すること。
  - ⑧欄は、夜間保育所について「平均対象児童数」を記入すること。
  - ⑨欄は、改善基準について「平均対象児童数」を記入すること。
  - ⑩欄は、対象保育の実支出額について「平均対象児童数」を記入すること。
  - ⑪欄は、国庫補助基準額について「平均対象児童数」を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="159 204 909 293">別表2 2. 延長保育事業 (3)訪問型(保育短時間認定)～(4)訪問型(保育標準時間認定)</p> <div data-bbox="506 568 757 721" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 112px; height: 96px; margin: 150px auto;">(略)</div>	<p data-bbox="1120 204 1870 293">別表2 2. 延長保育事業 (3)訪問型(保育短時間認定)～(4)訪問型(保育標準時間認定)</p> <div data-bbox="1482 568 1733 721" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 112px; height: 96px; margin: 150px auto;">(略)</div>

改正後	現行
<p data-bbox="159 204 235 231">別表2</p> <p data-bbox="159 236 618 263">3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p data-bbox="159 268 674 295">4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <div data-bbox="512 520 761 675" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">(略)</div>	<p data-bbox="1120 204 1196 231">別表2</p> <p data-bbox="1120 236 1579 263">3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p data-bbox="1120 268 1635 295">4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <div data-bbox="1480 520 1740 675" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">(略)</div>

改正後

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

I. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

II. 一般分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応 推進事業	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円
放課後児童クラブ利用調整支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

III. その他分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事 業	円	円
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000 円相当賃金改善)	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

現行

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

I. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

II. 一般分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応 推進事業	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円
放課後児童クラブ利用調整支援事業	円	円
災害時放課後児童クラブ利用料支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

III. その他分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事 業	円	円
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000 円相当賃金改善)	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。



改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 I. 特定分 (1)放課後児童健全育成事業 (ア)開所日数250日以上の特紙1(児童の数)～ (イ)開所日数200日～249日の特紙2</p> <div data-bbox="512 520 763 675" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 I. 特定分 (1)放課後児童健全育成事業 (ア)開所日数250日以上の特紙1(児童の数)～ (イ)開所日数200日～249日の特紙2</p> <div data-bbox="1480 520 1731 675" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>

別表2

## (2)放課後子ども環境整備事業

市町村名

事業所名(ウラフ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容						市町村計画等への記載の有無	対象経費の国庫補助率	
			改修	備品購入等	開所準備経費	校内交流型の実施	防災対策の実施	防犯対策の実施			
1											
2											
3											
4											
5											
合計	か所										

## (記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(園舎名別ではなく種別(小学校の余給教室・児童館・保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に○を記入すること。
- ⑦欄は、当該放課後児童ウラフが同一の小中学校敷地内で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施している場合に○を記入すること。
- ⑧欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等に放課後児童ウラフの受け皿整備に関する内容の記載がある場合、○を記入すること。

## (イ)放課後児童ウラフ環境改善事業

事業所名(ウラフ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容										
			開所準備経費	校内交流型の実施	防災対策の実施	防犯対策の実施	夏休身体期間中における分室の設置	分室を計画している場単位数	市町村計画等への記載の有無	対象経費の国庫補助率			
1													
2													
3													
4													
5													
合計	か所												

## (記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(園舎名別ではなく種別(小学校の余給教室・児童館・保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に○を記入すること。
- ⑦欄は、当該放課後児童ウラフが同一の小中学校敷地内で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施している場合に○を記入すること。
- ⑧欄には、夏休身体期間中における分室を設置して、一時的に放課後児童健全育成事業を実施している場合に○を記入すること。
- ⑩欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等に放課後児童ウラフの受け皿整備に関する内容の記載がある場合に○を記入すること。

別表2

## (2)放課後子ども環境整備事業

市町村名

事業所名(ウラフ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容										
			改修	備品購入等	開所準備経費	校内交流型の実施	防災対策の実施	防犯対策の実施	夏休身体期間中における分室の設置	分室を計画している場単位数	市町村計画等への記載の有無	対象経費の国庫補助率	
1													
2													
3													
4													
5													
合計	か所												

## (記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(園舎名別ではなく種別(小学校の余給教室・児童館・保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に○を記入すること。
- ⑦欄は、当該放課後児童ウラフが同一の小中学校敷地内で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施している場合に○を記入すること。
- ⑧欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等に放課後児童ウラフの受け皿整備に関する内容の記載がある場合に○を記入すること。

## (イ)放課後児童ウラフ環境改善事業

事業所名(ウラフ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容									
			開所準備経費	校内交流型の実施	防災対策の実施	防犯対策の実施	夏休身体期間中における分室の設置	分室を計画している場単位数	市町村計画等への記載の有無	対象経費の国庫補助率		
1												
2												
3												
4												
5												
合計	か所											

## (記入上の注意)

- ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(園舎名別ではなく種別(小学校の余給教室・児童館・保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に○を記入すること。
- ⑦欄には、当該放課後児童ウラフが同一の小中学校敷地内で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施している場合に○を記入すること。
- ⑧欄には、夏休身体期間中における分室を設置して、一時的に放課後児童健全育成事業を実施している場合に○を記入すること。
- ⑩欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等に放課後児童ウラフの受け皿整備に関する内容の記載がある場合に○を記入すること。

改正後

現行

改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2)放課後子ども環境整備事業     (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業     (エ)倉庫設備整備事業</p> <div data-bbox="512 520 763 675" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2)放課後子ども環境整備事業     (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業     (エ)倉庫設備整備事業</p> <div data-bbox="1480 520 1731 675" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>

改正後	現行
<p data-bbox="152 199 1115 295">別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業～(10)放課後児童クラブ利用調整支援事業</p> <div data-bbox="510 518 761 673" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 200px auto;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 199 2078 295">別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業～(10)放課後児童クラブ利用調整支援事業</p> <div data-bbox="1478 518 1736 673" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 200px auto;">(略)</div>

別表2

(11) 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	事業実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
①	② ヶ月	③ 円	④ 円
1			
2			
3			
4			
5			
合計 ( 箇所 )			

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記す。
- ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

現行

改正後

(削除)

別表2  
Ⅲ その他分

市町村名 \_\_\_\_\_

(12) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所	か所
公立公営			0	
公立民営			0	
私立民営			0	
合計	0	0	0	0

記入上の注意)  
1. ①～④欄には、子ども子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。  
2. ①～④欄には、子ども子育て支援交付金の交付対象とならぬ施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。

現行

事業所名(ワラフ名)	施設・ 運営主体	事業実施月数 7月	資金改善する従事者数			資金改善する給与項目				対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額		
			経理年数: 左未達	経理年数: 5年以上 10年未満	経理年数: 5年以上 10年未満	基本給	手当	手当の内容	賞与			その他	
													その他
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合 計													

記入上の注意)  
1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのワラフに複数の支援の単位がある場合はOOワラフA(OOワラフB)単位別で記入すること。  
2. ②欄は、1月に満たない施設を1月とすれば、これを1月として記入すること。  
3. ⑩欄は1月未満の欄は切捨てること。

別表2

Ⅲ その他分

市町村名 \_\_\_\_\_

(11) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所	か所
公立公営			0	
公立民営			0	
私立民営			0	
合計	0	0	0	0

記入上の注意)  
1. ①～④欄には、子ども子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。

改正後

事業所名(ワラフ名)	施設・ 運営主体	事業実施月数 7月	資金改善する従事者数			資金改善する給与項目				対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額		
			経理年数: 左未達	経理年数: 5年以上 10年未満	経理年数: 5年以上 10年未満	基本給	手当	手当の内容	賞与			その他	
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合 計													

記入上の注意)  
1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのワラフに複数の支援の単位がある場合はOOワラフA(OOワラフB)単位別で記入すること。  
2. ②欄は、1月に満たない施設を1月とすれば、これを1月として記入すること。  
3. ⑩欄は1月未満の欄は切捨てること。

別表2

Ⅲ その他分

市町村名

(22) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額8,000円相当資金改善）

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所	か所
公立民営			0	
私立民営			0	
合計		0	0	0

(記入上の注意) 1. ②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

現行

事業所名(ラフ名)	設置・運営主体	資金改善対象者数		事業実施月数	放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業実施の有無	対象児童の実支出額	国庫補助基準額
		常勤職員	非常勤職員				
1		⑦ 人	⑧ 人	⑩ ヶ月	⑪	⑫ 円	⑬ 円
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計	か所						

(記入上の注意)  
 1. ⑩欄には、常勤職員・非常勤職員等の人数改善対象者数を記入すること。  
 2. ⑪欄には、常勤職員・非常勤職員等の人数改善対象者数を記入すること。  
 3. ⑫欄には、放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（月額8,000円相当資金改善）を実施する実施月数を記入すること。  
 4. ⑬欄には、放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（月額8,000円相当資金改善）を実施する実施月数を記入すること。  
 5. ⑭欄には、保育士等処遇改善臨時特別交付金において放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（令和4年2月～9月実施分）を実施し、交付を受けている場合「○」を記入すること。

別表2

Ⅲ その他分

市町村名

(22) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額8,000円相当資金改善）

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所	か所
公立民営			0	
私立民営			0	
合計		0	0	0

(記入上の注意) 1. ②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

改正後

事業所名(ラフ名)	設置・運営主体	資金改善対象者数		事業実施月数	放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業実施の有無	対象児童の実支出額	国庫補助基準額
		常勤職員	非常勤職員				
1		⑦ 人	⑧ 人	⑩ ヶ月	⑪	⑫ 円	⑬ 円
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計	か所						

(記入上の注意)  
 1. ⑩欄には、常勤職員・非常勤職員等の人数改善対象者数を記入すること。  
 2. ⑪欄には、常勤職員・非常勤職員等の人数改善対象者数を記入すること。  
 3. ⑫欄には、放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（月額8,000円相当資金改善）を実施する実施月数を記入すること。  
 4. ⑬欄には、放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（月額8,000円相当資金改善）を実施する実施月数を記入すること。  
 5. ⑭欄には、保育士等処遇改善臨時特別交付金において放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業（令和4年2月～9月実施分）を実施し、交付を受けている場合「○」を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="154 199 1115 263">別表2 6. 子育て短期支援事業～13. 地域子育て支援拠点事業</p> <div data-bbox="512 518 761 673" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 200px auto;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 199 2076 263">別表2 6. 子育て短期支援事業～13. 地域子育て支援拠点事業</p> <div data-bbox="1480 518 1740 673" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 200px auto;">(略)</div>

別表2

## 14 一時預かり事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1. 一般型(一般分)			
2. 一般型(その他分)			
3. 幼稚園型 I			
4. 幼稚園型 II			
5. 余裕活用型			
6. 居宅訪問型			
7. 災害特例型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

(記入上の注釈)

1. ②③欄には、「(1)一般型(一般分)」「(1)一般型(その他分)」「(2)幼稚園型 I」「(3)幼稚園型 II」「(4)余裕活用型」「(5)居宅訪問型」「(6)災害特例型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

## 現行

別表2

## 14 一時預かり事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1. 一般型(一般分)			
2. 一般型(その他分)			
3. 幼稚園型 I			
4. 幼稚園型 II			
5. 余裕活用型			
6. 居宅訪問型			
7. 災害特例型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

(記入上の注釈)

1. ②③欄には、「(1)一般型(一般分)」「(1)一般型(その他分)」「(2)幼稚園型 I」「(3)幼稚園型 II」「(4)余裕活用型」「(5)居宅訪問型」「(6)災害特例型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

2. ②欄のうち、一般型(一般分)については、⑤が④を超過する市町村は、市町村おのりの基本分に係る国庫補助基準額を次の算出式(※)によって算定した後、基本分を除くその他の児童及び障害児に係る国庫補助基準額を合計した額を記入すること。

※ 全事業所の基本分に係る基準額合計×④÷⑤+全事業所の基本分に係る基準額合計×(⑤-④)÷⑤×0.75

3. ④欄には、市内の0～5歳人口(総務省「令和2年国勢調査」の値を記入すること。

4. ⑤欄には、市内全事業所の合計在園児童(利用児童)一般型対象児童(4～7歳児)を記入すること。

市内0～5歳 人口	在園児童利用 児童数
④	⑤
4	0

市町村名 \_\_\_\_\_

## 改正後

現行

(1)一般型(一般分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	利用児童数(年間延人数)												
						7.一般型等 児童(イ～エ除く)		長期休業日(8時間未満)		長期休業日(8時間以上)		休日		イ 特別支援児童 等対象児童				
						平日	長期 時間	長期 時間	長期 時間	長期 時間	長期 時間	長期 時間	長期 時間	長期 時間	長期 時間	長期 時間		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																		
3																		
4																		
5																		

利用児童数(年間延人数)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	利用児童数(年間延人数)											
						7.一般型等 児童(イ～エ除く)		長期休業日(8時間未満)		長期休業日(8時間以上)		休日		イ 特別支援児童 等対象児童			
1	生活保護 児童等 世帯	住居規模 非課税 世帯	年収300 万円未満 児童の いる世帯	その他要 保護士 保育者	家庭的 研修受 講者	合計	開所時間	開所日数	最終型施設	地域密着 型	開設者 研修等 費用等 負担	対象児童 の支出 額	国庫補助 費補助 額	イ 特別支援 児童 等対象 児童	特別支援児童 等対象児童	多施設 合計	合計
1	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
2																	
3																	
4																	
5																	

(記入上の注意)

- ①～⑮は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記載すること。
- ⑯～⑲は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ⑳～㉒は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき開所を行った利用定員を記入すること。
- ㉓～㉕は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき提供される時間と合計(8時間)を超えた場合、㉖(開所)は、8時間を超えた場合の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ㉗～㉙は、緊急一時保育の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ㉚～㉛は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ㉜～㉝は、一時保育事業に従事する職員数を記入すること。
- ㉞～㉟は、1日当たり平均利用児童数がおおよそ3人以上以下の施設において家庭的研修を受講した者を保育士とみなしている場合にその人数を記入すること。
- ㊱は、1日当たりの開所日数を記入すること。
- ㊲は、年間開所日数を記入すること。
- ㊳は最終型施設の場合は、㊴(イ)に〇を記入すること。
- ㊴は地域密着型として実施している場合には、㊵(イ)に〇を記入すること。
- ㊶は開設者研修等費用等負担額からその支出額を記入すること。
- ㊷は対象児童の支出額を記入すること。
- ㊸は国庫補助費補助額を記入すること。
- ㊹は特別支援児童等対象児童の人数を記入すること。
- ㊺は特別支援児童等対象児童の人数を記入すること。
- ㊻は特別支援児童等対象児童の人数を記入すること。
- ㊼は特別支援児童等対象児童の人数を記入すること。
- ㊽は特別支援児童等対象児童の人数を記入すること。
- ㊾は特別支援児童等対象児童の人数を記入すること。
- ㊿は特別支援児童等対象児童の人数を記入すること。

改正後

(1)一般型(一般分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	利用児童数(年間延人数)												
						7.一般型等 児童(イ～エ除く)		長期休業日(8時間未満)		長期休業日(8時間以上)		休日		イ 特別支援児童 等対象児童				
						平日	長期 時間	長期 時間	長期 時間	長期 時間	長期 時間	長期 時間	長期 時間	長期 時間	長期 時間			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																		
3																		
4																		
5																		

利用児童数(年間延人数)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	利用児童数(年間延人数)												
						7.一般型等 児童(イ～エ除く)		長期休業日(8時間未満)		長期休業日(8時間以上)		休日		イ 特別支援児童 等対象児童				
1	生活保護 児童等 世帯	住居規模 非課税 世帯	年収300 万円未満 児童の いる世帯	その他要 保護士 保育者	家庭的 研修受 講者	合計	開所時間	開所日数	最終型施設	地域密着 型	開設者 研修等 費用等 負担	対象児童 の支出 額	国庫補助 費補助 額	イ 特別支援 児童 等対象 児童	特別支援児童 等対象児童	多施設 合計	合計	
1	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	
2																		
3																		
4																		
5																		

(記入上の注意)

- ①～⑮は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記載すること。
- ⑯～⑲は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ⑳～㉒は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき開所を行った利用定員を記入すること。
- ㉓～㉕は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき提供される時間と合計(8時間)を超えた場合、㉖(開所)は、8時間を超えた場合の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ㉗～㉙は、緊急一時保育の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ㉚～㉛は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
- ㉜～㉝は、一時保育事業に従事する職員数を記入すること。
- ㉞～㉟は、1日当たり平均利用児童数がおおよそ3人以上以下の施設において家庭的研修を受講した者を保育士とみなしている場合にその人数を記入すること。
- ㊱は、1日当たりの開所日数を記入すること。
- ㊲は、年間開所日数を記入すること。
- ㊳は最終型施設の場合は、㊴(イ)に〇を記入すること。
- ㊴は地域密着型として実施している場合には、㊵(イ)に〇を記入すること。
- ㊶は開設者研修等費用等負担額からその支出額を記入すること。
- ㊷は対象児童の支出額を記入すること。
- ㊸は国庫補助費補助額を記入すること。
- ㊹は特別支援児童等対象児童の人数を記入すること。
- ㊺は特別支援児童等対象児童の人数を記入すること。
- ㊻は特別支援児童等対象児童の人数を記入すること。
- ㊼は特別支援児童等対象児童の人数を記入すること。
- ㊽は特別支援児童等対象児童の人数を記入すること。
- ㊾は特別支援児童等対象児童の人数を記入すること。
- ㊿は特別支援児童等対象児童の人数を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="152 199 638 295">別表2 14. 一時預かり事業 (1)一般型(その他分)～(5)居宅訪問型</p> <div data-bbox="510 507 772 662" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 199 1601 295">別表2 14. 一時預かり事業 (1)一般型(その他分)～(5)居宅訪問型</p> <div data-bbox="1489 507 1751 662" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>

(6) 災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用児童数						対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)			(延べ人数)				
				在籍する特定教育・保育施設等を利用する対象児童			対象経費の対象となる児童(対象乳幼児)以外に在籍する児童				
				1号認定	2号認定	3号認定	④	⑧以外の 対象乳幼児	⑨	⑩	⑪
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
2											
3											
4											
5											
計											

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、中途開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)  
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

現行

(6) 災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用児童数			対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	
				(月単位の延べ人数)					
				在籍する特定教育・保育施設等を利用する対象児童					
				1号認定	2号認定	3号認定			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、中途開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)  
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行

改正後

改正後

現行

別表2

15. 病児保育事業

Table with 4 columns: 類型, 対象経費の実支出額, 国庫補助基準額. Rows include 特定分 (1-4), 事業費合計, 一般分 (改善分), and 一般分(改善分)合計.

記入上の注意
1. ②③欄には、(1)病児対応型(2)病後児対応型(3)体調不良児対応型(4)非施設型(訪問型)における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 病児対応型

①特定分(基本分+加算分)及び一般分(改善分)

Table with 17 columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 利用定員, 事業実施月数, 事業実施人数, 送迎対応, 研修参加職員数, 普及定常促進費, 改善分の有無.

Table with 7 columns: No, 当日キャンセル対応加算, 感染症対応に係る加算, 感染症対応に係る加算, 対象経費の実支出額, うち特定分(基本分+加算分), うち一般分(改善分), 国庫補助基準額.

- 記入上の注意
1. ②欄は、病院、診療所、保育所、児童施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の10の規定に基づき行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料体系を記入すること。
5. ⑥欄は、1日当たりの主な利用料体系を記入すること。
6. ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
7. ⑧欄は、送迎の際に保育士が乗用車に必要となる費用について、「乗用車等上乗し費」を申請する場合に「有」を記入すること。
8. ⑨欄は、タクシー利用料等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
9. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護婦等(看護婦、看護婦、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
10. ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、徒歩、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑫欄は、研修参加費用を支払う研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も1とすること)。
12. ⑬欄は、普及定常促進費におけるそれぞれの費目を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
14. ⑭欄は、上記のいずれか1つ以上の項目において、前掲の保育事業への設備投資の経費を記載する。
15. ⑮欄は、当日キャンセルに対する実入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
16. ⑯欄は、利用者が複数の前記予約を行うことがないよう下記A～E年の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
17. A～E年の前記予約を行う際の感染症予防対策を講じている場合、特に記載している場合は、⑮欄と⑯欄を記入すること。
18. ⑰欄は、当日キャンセルにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
19. ⑱欄は、感染症発生時に、利用者に対して利用の有無を再度確認している。
20. ⑲欄は、感染症発生時に、利用者に対して利用の有無を再度確認している。
21. ⑳欄は、当日キャンセルにより配属職員に不利が生じ、当該職員を記入すること。
21. ㉑欄は、種別のある感染症に罹患した児童を同一利用時間中に複数検出する場合において、隔離等の感染防止対応を行う保育士加算に係る経費を記入すること。
22. ㉒欄は、種別のある感染症に罹患した児童を同一利用時間中に複数検出する場合において、隔離等の感染防止対応を行うための保育士加算をおこなう日数を記載すること。
23. ㉓欄は、上記のうち特定分(基本分+加算分)と一般分(改善分)の合計額が、対象経費の実支出額を超える場合は改善分の減算を適用している場合は、⑮欄と⑯欄を記入すること。
24. ㉔欄は、⑰欄が「有」とならない場合に、⑮欄の対象経費の実支出額から⑲欄のうち特定分(基本分+加算分)を除いた額を記入すること。
25. ㉕欄は、別掲の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
26. ㉖欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別掲の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免加算

Table with 6 columns: No, 名称, 減免加算適用(生活保護)種別人数, 対象経費の実支出額, 国庫補助基準額.

別表2

15. 病児保育事業

Table with 4 columns: 類型, 対象経費の実支出額, 国庫補助基準額. Rows include 特定分 (1-4), 事業費合計, 一般分 (改善分), and 一般分(改善分)合計.

記入上の注意
1. ②③欄には、(1)病児対応型(2)病後児対応型(3)体調不良児対応型(4)非施設型(訪問型)における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 病児対応型

①特定分(基本分+加算分)及び一般分(改善分)

Table with 17 columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 利用定員, 事業実施月数, 事業実施人数, 送迎対応, 研修参加職員数, 普及定常促進費, 改善分の有無.

Table with 7 columns: No, 当日キャンセル対応加算, 感染症対応に係る加算, 感染症対応に係る加算, 対象経費の実支出額, うち特定分(基本分+加算分), うち一般分(改善分), 国庫補助基準額.

- 記入上の注意
1. ②欄は、病院、診療所、保育所、児童施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の10の規定に基づき行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料体系を記入すること。
5. ⑥欄は、1日当たりの主な利用料体系を記入すること。
6. ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
7. ⑧欄は、送迎の際に保育士が乗用車に必要となる費用について、「乗用車等上乗し費」を申請する場合に「有」を記入すること。
8. ⑨欄は、タクシー利用料等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
9. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護婦等(看護婦、看護婦、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
10. ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車、徒歩、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑫欄は、研修参加費用を支払う研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も1とすること)。
12. ⑬欄は、普及定常促進費におけるそれぞれの費目を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
14. ⑭欄は、上記のいずれか1つ以上の項目において、前掲の保育事業への設備投資の経費を記載する。
15. ⑮欄は、当日キャンセルに対する実入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
16. ⑯欄は、利用者が複数の前記予約を行うことがないよう下記A～E年の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
17. A～E年の前記予約を行う際の感染症予防対策を講じている場合、特に記載している場合は、⑮欄と⑯欄を記入すること。
18. ⑰欄は、当日キャンセルにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
19. ⑱欄は、感染症発生時に、利用者に対して利用の有無を再度確認している。
20. ⑲欄は、感染症発生時に、利用者に対して利用の有無を再度確認している。
21. ⑳欄は、当日キャンセルにより配属職員に不利が生じ、当該職員を記入すること。
21. ㉑欄は、種別のある感染症に罹患した児童を同一利用時間中に複数検出する場合において、隔離等の感染防止対応を行う保育士加算に係る経費を記入すること。
22. ㉒欄は、種別のある感染症に罹患した児童を同一利用時間中に複数検出する場合において、隔離等の感染防止対応を行うための保育士加算をおこなう日数を記載すること。
23. ㉓欄は、上記のうち特定分(基本分+加算分)と一般分(改善分)の合計額が、対象経費の実支出額を超える場合は改善分の減算を適用している場合は、⑮欄と⑯欄を記入すること。
24. ㉔欄は、⑰欄が「有」とならない場合に、⑮欄の対象経費の実支出額から⑲欄のうち特定分(基本分+加算分)を除いた額を記入すること。
25. ㉕欄は、別掲の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
26. ㉖欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別掲の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免加算

Table with 6 columns: No, 名称, 減免加算適用(生活保護)種別人数, 対象経費の実支出額, 国庫補助基準額.

改正後

(2) 費後算対応型

① 特定分(基本分+加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用人員	利用料(1日当たり)	事業実施月数	利用開始年(期)	利用終了年(期)	当該年度に限り(特設人員数)	巡回対応	看護補助等(職員数)	巡回経費(月額)	巡回経費(1日あたり)	巡回方法	研修参加職員数	普及定着促進費(研修費等)	社会及び資材費	改善分の減算の有無
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		

  

No.	当日キャンセル対応加算	感染症対応に係る保育士加配に係る経費	感染症対応に係る保育士加配に係る経費	追加経費	うち特定分(加算分)	うち一般分(改善分)	国庫補助(基準額)	うち特定分(基本分+加算分)	うち一般分(改善分)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									

記入上の注意

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

② 低所得者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)員人数	減免分加算適用(生活保護)員人数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1					
2					
3					
4					
5					
6					

現行

(2) 費後算対応型

① 特定分(基本分+加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用人員	利用料(1日当たり)	事業実施月数	利用開始年(期)	利用終了年(期)	当該年度に限り(特設人員数)	巡回対応	看護補助等(職員数)	巡回経費(月額)	巡回経費(1日あたり)	巡回方法	研修参加職員数	普及定着促進費(研修費等)	社会及び資材費	改善分の減算の有無	
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			

  

No.	当日キャンセル対応加算	感染症対応に係る保育士加配に係る経費	感染症対応に係る保育士加配に係る経費	追加経費	うち特定分(加算分)	うち一般分(改善分)	国庫補助(基準額)	うち特定分(基本分+加算分)	うち一般分(改善分)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									

記入上の注意

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

② 低所得者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)員人数	減免分加算適用(生活保護)員人数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1					
2					
3					
4					
5					
6					

改正後	現行
<p data-bbox="159 204 719 295">別表2 15. 病児保育事業 (3)体調不良児対応型～(4)非施設型(訪問型)</p> <div data-bbox="512 475 775 632" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p data-bbox="1120 204 1680 295">別表2 15. 病児保育事業 (3)体調不良児対応型～(4)非施設型(訪問型)</p> <div data-bbox="1496 475 1758 632" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

改正後	現行
<p data-bbox="152 199 1115 263">別表2 16. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <div data-bbox="519 443 779 596" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 199 2078 263">別表2 16. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <div data-bbox="1496 443 1756 596" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>

改正後

現行

別表2  
17. 産後ケア事業

別表2  
17. 産後ケア事業

(略)

(略)

別表2

市町村名 \_\_\_\_\_

18. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

令和7年4月1日時点の人口 ① \_\_\_\_\_ 人

	個所数(配置人数)	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	②	③ 円	④ 円
乳児等通園支援			
指導監督員			
賃借料補助			
合計		0	0

改正後

(削除)





別表 2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）

（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化

市町村名 \_\_\_\_\_

事業名	事業所数	①	対象経費の実支出額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
産後ケア事業	か所			
合計				

- （記入上の注意）
- ②欄は、（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化に係る経費を記入すること。
  - ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

(削除)

現行

(新規)

改正後

別表 2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業  
\_\_\_\_\_(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化

市町村名 \_\_\_\_\_

事業名	事業所数	①	対象経費の実支出額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
産後ケア事業	か所			
合計				

(記入上の注意)

- ① ②欄は、(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化に係る経費を記入すること。
- ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表 2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）  
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名 \_\_\_\_\_

事業名	事業所数	対象経費の実支出額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
産後ケア事業	か所		
合計			

- (記入上の注意)  
 1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

(削除)

現行

(新規)

改正後

別表 2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業  
\_\_\_\_\_(3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の実支出額 ② 円	国庫補助基金総額 ③ 円
利用者支援事業	か所 支援の単位		
放課後児童健全育成事業	か所		
子育て短期支援事業	市町村		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
産後ケア事業	か所		
合計			

(記入上の注意)

- ① ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。
- ③欄は、実施か所等ことの国庫補助基金総額の合計額を計上すること。

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
		①	②
		円	円
利用者支援事業	か所		
延長保育事業	か所		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育施設に限る）	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
一時預かり事業	か所		
病児保育事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
産後ケア事業	か所		
乳児等通園支援事業（こども館でも通園制度）	か所		
合計			

（記入上の注意）

1. ③欄は、実拠か所等ことこの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
		①	②
		円	円
利用者支援事業	か所		
延長保育事業	か所		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育施設に限る）	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
一時預かり事業	か所		
病児保育事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
産後ケア事業	か所		
乳児等通園支援事業（こども館でも通園制度） <b>（令和7年度事業に限る）</b>	か所		
合計			

（記入上の注意）

1. ③欄は、実拠か所等ことこの国庫補助基準額の合計額を計上すること。